

写

27人委給第544号

平成27年10月5日

福岡県議会議長 井上忠敏 殿

福岡県知事 小川洋 殿

福岡県人事委員会委員長 簗田孝行

福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について

福岡県人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職に属する福岡県の職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

なお、同法に規定するこの制度の趣旨にかんがみ、この勧告の完全な実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。



## 別紙第 1

# 報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等の実態、民間の給与、生計費その他の職員の給与決定等に関係のある諸事情について調査し、検討を行ってきたので、その結果を報告する。

## 1 人事委員会勧告制度の基本的な考え方

地方公務員法において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、「社会一般の情勢に適應するように、随時、適当な措置を講じなければならない」とするとともに、給与については、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と、給与以外の勤務条件については、「国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない」としている。

また、地方公務員には、その地位の特殊性及び職務の公共性に鑑み、憲法で保障された労働基本権が制約されていることから、その労働基本権制約の代償措置として、人事委員会の勧告制度が設けられている。

これらを踏まえ、本委員会は、県内民間事業所における給与等の実態、国や他の地方公共団体の状況、社会経済情勢等を総合的に検討し、職員の給与等に関し報告及び勧告を行っている。中でも、職員の給与水準の決定に当たっては、社会一般の情勢に適應した適正な給与を確保するため、県内民間事業所の従業員の給与を詳細に調査・把握し、職員の給与水準を民間事業所の従業員のそれと均衡させることを基本としている。

## 2 職員の給与

### (1) 近年の状況

職員の給与については、近年、民間給与の厳しい状況を反映して減少傾向が続いていたが、昨年は、民間事業所における賃金引上げの動きを反映して、年間給与は7年ぶりに増加となった。

## (2) 県職員給与等実態調査

本委員会は、本年4月1日現在における職員の給与等の実態を把握するため、「平成27年県職員給与等実態調査」を実施したが、その概要は次のとおりである。

### ア 職員の構成

職員には、その従事する職務の種類に応じ、行政職、医療職、研究職、公安職、教育職、任期付職員の6種9給料表が適用されている。職員数は、全職員で48,820人（昨年48,772人）、行政職給料表適用職員で8,893人（同8,924人）であり、平均年齢は、全職員で43.2歳（昨年43.4歳）、行政職給料表適用職員で42.8歳（同42.9歳）である。（参考資料第1表）

これらを10年前の平成17年4月と比較すると、職員数は、全職員で3,013人（5.8%）、行政職給料表適用職員で1,167人（11.6%）それぞれ減少し、平均年齢は、全職員で0.2歳低下し、行政職給料表適用職員は増減なしである。

### イ 平均給与月額

平均給与月額は、全職員で407,311円（昨年412,328円）、行政職給料表適用職員で387,705円（同392,387円）である。（参考資料第3表）

なお、平均給与月額については、給料表水準の引下げ改定が始まった平成14年度の改定前の額と比較すると、全職員で10.4%、行政職給料表適用職員で7.0%それぞれ減少している。

## 3 民間の給与

### (1) 最近の状況

「毎月勤労統計調査地方調査」（福岡県、事業所規模30人以上）によると、パートタイム労働者を除く一般労働者の本年4月の給与について、昨年同月に比べ、所定内給与は0.2%、所定外給与は0.1%それぞれ増加している。

### (2) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間の給与との比較・検討を行うため、人事院、北九州市人事委員会、福岡市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上、か

つ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所2,006事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した525事業所を対象に、「平成27年職種別民間給与実態調査」を実施し、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を詳細に調査するとともに、特別給や諸手当の支給状況等について調査した。(参考資料第13表～第21表)

#### ア 初任給の状況

民間における初任給の改定状況をみると、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で29.7%（昨年29.1%）、高校卒で13.1%（同9.7%）となっている。そのうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で32.8%（同28.5%）、高校卒で40.1%（同41.0%）であり、大学卒で4.3ポイント増加し、高校卒で0.9ポイント減少している。一方、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で66.5%（同70.6%）、高校卒で59.9%（同59.0%）であり、大学卒で4.1ポイント減少し、高校卒で0.9ポイント増加している。(参考資料第14表)

#### イ 給与改定の状況

民間における給与改定の状況をみると、表1のとおり、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は36.4%（昨年30.9%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.0%（同0.4%）となっている。

表1 民間における給与改定の状況

(単位:%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員	36.4	7.9	0.0	55.7
課長級	27.4	8.9	0.0	63.7

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、民間における定期昇給の実施状況をみると、表2のとおり、係員について、定期昇給を実施した事業所の割合は86.0%（昨年83.9%）となって

いる。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は23.7%（昨年28.8%）、減額となっている事業所の割合は3.0%（同2.8%）となっている。

表2 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

項目 役職段階	定期昇給制度あり						定期昇給 制度なし
	定期昇給実施	定期昇給			定期昇給 中止		
		増額	減額	変化なし			
係員	87.3	86.0	23.7	3.0	59.3	1.3	12.7
課長級	77.6	75.8	21.5	2.8	51.5	1.8	22.4

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

#### 4 本年の職員給与と民間給与との比較

##### (1) 月例給

「平成27年県職員給与等実態調査」及び「平成27年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務にあつては行政職、民間にあつてはこれに相当する事務・技術関係職種の職務に従事する者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくすると認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）したところ、その較差は、表3のとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均1,620円（0.43%）下回っていた。（参考資料第4表、第17表）

表3 職員給与と民間給与との較差

民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較差 (A) - (B) $\left( \frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right)$
377,778円	376,158円	1,620円 (0.43%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

## (2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、表4のとおり、年間で平均所定内給与月額の4.19月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.10月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.09月下回っていた。

表4 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A1)	352,359円
	上半期 (A2)	356,715円
特別給の支給額	下半期 (B1)	726,786円
	上半期 (B2)	758,870円
特別給の支給割合	下半期 (B1)/(A1)	2.06月分
	上半期 (B2)/(A2)	2.13月分
	年間	4.19月分

(注) 「下半期」とは平成26年8月から平成27年1月まで、「上半期」とは平成27年2月から7月までの期間をいう。

## 5 物価及び生計費

総務省統計局の消費者物価指数は、本年4月において、昨年同月に比べ、全国では0.6%、福岡市では1.8%それぞれ上昇している。(参考資料第23表)

また、本委員会が同局の家計調査を基礎として算定した本年4月における福岡市の標準生計費は、表5のとおりである。(参考資料第22表)

表5 本年4月における福岡市の標準生計費

1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
118,520円	161,680円	190,360円	219,040円	247,720円

## 6 人事院勧告

人事院は、本年8月6日、国家公務員の給与及び勤務時間に関して、それぞれ報告及び勧告を行い、併せて国家公務員の人事管理に関する報告を行った。

月例給については、民間事業所における賃金引上げの動きを反映して、民間給与が国家公務員給与を平均1,469円上回ることとなり、昨年引き続き、引上げを勧告した。また、特別給についても、民間事業所における昨年冬と本年夏の好調な支給状況を反映して、昨年引き続き、民間事業所の支給割合が国家公務員の年間の平均支給月数を上回っており、0.1月分の引上げを勧告した。

勤務時間については、近年のワーク・ライフ・バランスに対する意識の高まりや働き方に対するニーズの多様化の状況等を踏まえ、フレックスタイム制を原則として全ての職員を対象に拡充することとしている。

国家公務員の人事管理については、将来にわたって能率的で活力ある公務組織を確保する観点から、人材の確保及び育成、柔軟で多様な働き方の実現と勤務環境の整備、高齢層職員の能力及び経験の活用など、採用から退職に至るまでの公務員人事管理全般にわたって、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を進めていくこととしている。

その概要は、別記のとおりである。



## む す び

職員の給与決定等に関係のある諸情勢については以上述べてきたとおりであり、これらを踏まえて総合的に検討した結果、職員の給与等についての本委員会の意見は、次のとおりである。

### 1 給与について

#### (1) 本年の給与の改定

##### ア 改定の考え方

##### (ア) 月例給

前記4(1)のとおり、本年4月分の給与において、職員給与が民間給与を1,620円下回っていたことから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。この改定は、本年4月分の給与の比較に基づいて、職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

改定に当たっては、基本的な給与である給料及び地域手当並びに単身赴任手当（基礎額）の改定を行うこととした。

##### (イ) 特別給

前記4(2)のとおり、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.10月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.09月下回っていた。このため、特別給については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1月分引き上げる必要がある。

支給月数の引上げ分は、民間の支給状況を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分することとした。

##### イ 改定の内容

##### (ア) 給料表

民間との給与比較を行っている行政職給料表について、本年の人事院勧告で示された行政職俸給表（一）の改定内容に準じて、給料月額の改定を行う必要がある。また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給

料表との均衡を考慮して、給料月額の変更を行う必要がある。

(イ) 地域手当

支給地域ごとの支給割合について、次のとおり改定を行う。

支給地域	支給割合
東京都特別区	18.5%
大阪市	15.5%
名古屋市	14%
福岡市	5.2%
福岡市を除く県内地域	4%

また、医療職給料表（一）の適用を受ける職員の支給割合について、国の支給割合に準じて15.5%とする。

(ウ) 単身赴任手当

基礎額について、25,000円を30,000円とする。

(エ) 初任給調整手当

医師及び歯科医師並びに獣医師に対する初任給調整手当について、給料表の改定状況を勘案し、所要の改定を行う必要がある。

(オ) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数0.1月分引き上げ、4.20月とする。支給月数の引き上げ分は、6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合が均等になるように配分する。

また、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても支給月数を引き上げることとする。

(2) 給与制度の総合的見直し

ア 給与制度の総合的見直しの概要

本県においては、本年4月から、給料表水準を平均2%引き下げた上で、諸手当を含めた地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分を見直すことを内容とする給与制度の総合的見直しを実施

し、平成32年4月1日に完成させることとしている。

本年度は、4月から実施している諸手当の改定のほか、前述のとおり、民間給与との較差を解消するため、地域手当の支給割合及び単身赴任手当の基礎額の改定を行うこととした。

#### イ 平成28年度において実施する内容

給与制度の総合的見直しに基づき導入した、給料表水準を平均2%引き下げた給料表により、職員の給与水準が段階的に引き下げられていくこと等を考慮して、平成28年4月1日から、以下のとおり所要の措置を講ずることとする。

##### (ア) 地域手当

支給地域ごとの支給割合について、次のとおり改定を行う。

支給地域	支給割合
東京都特別区	20%
大阪市	16%
名古屋市	15%
福岡市	5.4%
福岡市を除く県内地域	4.25%

また、医療職給料表（一）の適用を受ける職員の支給割合について、国の支給割合に準じて16%とする。

##### (イ) 単身赴任手当

加算額の限度について、57,000円を70,000円とする。

#### (3) その他の課題

##### ア 職務・職責に応じた給与の推進

職員の給料は、その職務の複雑・困難及び責任の度合いに基づき、給料表に定める職務の級に分類する、いわゆる「職務給の原則」が求められている。

任命権者においては、平成18年度からの給与構造改革による職務・職責を明確にするための級構成を再編した給料表の導入の際にも、職務と職務の級の適切な対応関係に修正する等、適宜その適正化に努めてきている。

しかしながら、依然として、一部の職務の級において、職務の複雑・困難及び責任の度合いが異なる複数の職が混在し、職務と職務の級のいびつな対応関係が職員の士気に影響を与えていること、また、現行の級別標準職務表において、一つの職が複数の職務の級に規定されている事例もあり、県民にとって、職務と職務の級の対応関係がわかりにくくなっている。

また、平成28年4月に施行される地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（以下「改正地方公務員法」という。）においては、「職務給の原則」の一層の徹底が求められている。

以上のことから、職務と職務の級の適切な対応関係を構築するため、本県の実情に即した給料表の在り方について検討していく必要がある。

#### イ 専門的・技術的な業務に従事する職員の処遇

住民の行政サービスに対するニーズが多様化、高度化する中、公務サービスの質の向上を図る観点から、獣医師など、高い専門性と技術力を必要とされる行政分野の業務に従事する職員について、優秀な人材を安定的に確保する上で、適正な給与体系を構築することは喫緊の課題となっている。

この課題に対処するため、行政分野における専門的かつ技術力を必要とする業務について、その内容や性質などを分析した上で、給料表も含めた処遇の在り方について調査・研究を進めていく必要がある。

## 2 勤務環境の整備等について

### (1) 時間外勤務の縮減等

本県においては、時間外勤務の縮減に向け、これまで様々な取組がなされてきたが、依然として、多くの職員が、年間360時間を超える長時間の時間外勤務を行っている状況にある。

任命権者においては、業務量に応じた適正な人員配置、業務の平準化及び意識改革の取組の徹底を図り、管理監督者においては、職員の勤務時間を適正に把握するとともに、積極的なリーダーシップを発揮して職場の実態に応じた時間外勤務縮減の取組に努める必要がある。また、職員一人ひとりにおいても、計画的かつ効率的な業務の遂行に努めることが必要である。

教育委員会が昨年度実施した教員の勤務実態調査によれば、教員1人当たり平均して、勤務日にあつては各学校種とも出勤時刻前に30分から50分程度、退勤時刻後に1時間から2時間程度、休日にあつては中学校や高等学校で2時間を超えて業務に従事するなど、教員の多忙な実態がうかがわれる。教育委員会は、業務の見直し、定時退校日や部活休養日の設定などの取組が各職場において着実に実施されるよう改めて徹底するとともに、市町村教育委員会に対して同様の取組の実施を強く働きかける必要がある。

また、年次休暇の取得促進については、任命権者において具体的な取得目標日数が定められており、今後は、この目標の達成に向け、計画的かつ連続的な取得をより一層促進する必要がある。

## (2) 仕事と家庭の両立支援の推進

少子・高齢化の進展や共働き世帯の増加により、子育てや介護の責任を担う職員が更に増えることが見込まれる中、職員が男女の別なく相互の協力の下で、家庭における責任を果たすとともに、公務において能力を十分発揮することができる環境の整備は、女性の活躍推進の観点からも、ますます重要な課題となってきた。

次世代育成支援対策推進法の有効期限が10年延長されたことに伴い、任命権者においては、今年度新たに策定した特定事業主行動計画に基づき、出産・育児に係る制度の周知や男性職員も含めた職場全体の意識改革を更に推進するなど、目標達成に向けた取組をより一層徹底する必要がある。

また、現在、厚生労働省において議論されている民間労働者の介護休業制度の見直しの状況を踏まえ、職員のニーズの把握に努めるなど、仕事と介護の両立支援策について、引き続き検討していく必要がある。

## (3) メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策については、予防や円滑な職場復帰の支援など総合的な取組がなされている中、昨年度、精神疾患による病気休職者数は増加に転じたところである。

任命権者においては、メンタルヘルス対策が職員の健康や公務能率向上の観点から重要な課題であることを改めて認識し、労働安全衛生法等の改正により、メンタル不調の未然防止を目的とするストレスチェック制度が創設されたことを踏まえ、各職場において適切にストレスチェックを実施するなど、取組の強化を図る必要がある。

#### (4) ハラスメント対策

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のハラスメントは、職員の人格や尊厳を不当に傷つけ、職務への意欲や自信を喪失させるだけでなく、職場全体の士気や生産性に悪影響を及ぼす、決して許されない行為である。

任命権者においては、ハラスメントを根絶するために、全ての職員が互いに尊重し合い、安心して職務に専念することができる職場環境の整備に向けて、職員一人ひとりに対して意識啓発を徹底することが重要である。

#### (5) フレックスタイム制

人事院は、本年、公務の運営に支障がないよう十分配慮した上で、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充することが適当であると報告し、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正を勧告した。新たなフレックスタイム制の導入については、本県における人事管理や公務運営の実情等を踏まえ、所要の検討を行う必要がある。

### 3 有為な人材の確保について

社会経済情勢が急速に変化し、行政課題が高度化・多様化する中で、これらに的確に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、有為な人材の確保が重要となる。

近年、景気動向を反映した民間企業の採用意欲の高まりや少子化に伴う受験年齢層人口の減少により、職員採用を取り巻く環境はますます厳しくなっている。このような中、本委員会では、職員採用試験説明会の開催をはじめ、各大学の就職説明会への参加、福岡県ホームページ等を通じて、県職員の魅力や採用試験の

情報を発信し、受験者の確保に努めてきたところである。

今後も、県職員の仕事内容、キャリアパス等について、具体的なイメージを持ってもらえるよう、これまで以上に公務の魅力や仕事のやりがいを発信し、任命権者と連携しながら、広報活動を積極的に推進していく必要がある。

また、採用後においても、職員一人ひとりの資質を向上させることが重要であり、任命権者においては、引き続き職員の能力・意識の向上に取り組んでいく必要がある。

#### 4 女性職員の登用拡大について

本年8月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立し、女性の活躍推進の機運がかつてない高まりを見せているところである。本県においても、組織に多様性と活力をもたらす観点から、政策決定段階において、より一層女性職員の活躍を推進することが重要である。

こうした観点から、これまでも任命権者による女性職員の管理職登用を見据えた人事配置や女性職員の能力開発を促す研修の実施などの取組により、管理職に占める女性職員の割合は年々増加している。

任命権者においては、平成28年4月の同法全面施行に向けて、組織の実情及び改善すべき要因を分析し、職員の年齢構成や性別構成などの将来推計を踏まえ、女性の活躍を推進するための行動計画を策定し、積極的に取り組むことが必要である。

#### 5 公務員倫理の徹底について

公務員倫理研修の充実や全職員を対象とした所属長による面談の実施など、不祥事発生防止対策の強化が図られている中、一部の職員による飲酒運転や性的非行など不祥事が発生しており、未だ全ての職員に公務に携わる者としての倫理が徹底されていないことは、誠に遺憾である。

任命権者においては、引き続き公務員倫理の徹底に向けた取組を推進し、職員一人ひとりに、不祥事は絶対に起こしてはならないということを改めて自覚させる必要がある。

## 6 人事評価制度に基づく適正な人事管理について

平成28年4月に施行される改正地方公務員法では、人事評価制度を任用や給与等の人事管理の基礎として活用することが求められている。知事部局及び教育委員会においては、課長級以上の職員を対象に人事評価の結果を給与に反映させるための試行が行われているところである。

今後、任命権者において人事評価結果を活用した人事管理を更に進めていくに当たっては、試行中の制度について十分な検証を行うなど、職員の理解と納得を得ながら評価結果を任用、給与等に反映させるための所要の整備を早急に進めていく必要がある。

## 7 雇用と年金の接続について

年金については、支給開始年齢の65歳への段階的な引上げに伴う経過的措置として、来年度からは支給開始年齢が62歳となり、本年度の60歳定年退職者からは支給開始までの期間が最長2年間となる。

また、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第22号）の附則においては、政府は平成28年度までに雇用と年金の接続のための必要な措置を講ずることについて検討するものとされている。

本県においては、従来から原則として希望する者は再任用を行っているところであるが、引き続き雇用と年金の接続が確実になされるには、再任用制度の適切な運用を行うとともに、中長期的視点に立って、再任用者数の増加を見込んだ計画的な人事管理及び執行体制の運用を図っていくことが求められる。また、今後の国家公務員に係る検討状況を注視していく必要がある。

## 8 おわりに

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、地方公務員法の情勢適応の原則や均衡の原則にのっとりしたものとして、長年、職員の給与決定方式として定着し、行政運営の安定に寄与している。

近年、行政需要が増大かつ複雑化する中で、職員にあっては、県行政に向けら



れた県民の期待と信頼に応えるべく、日々職務に精励しているところであるが、社会経済情勢の変化と県行政を取り巻く厳しい状況を十分に認識し、一人ひとりが常に全体の奉仕者としての強い使命感と高い倫理観を持ち、効果的・効率的な業務遂行や県民サービスの向上に、より一層努める必要がある。

本年の給与報告及び勧告は、2年連続で月例給及び特別給ともに引上げを行うとともに、給与制度の総合的見直しを引き続き実施していくものとなっている。

議会及び知事におかれては、人事委員会の給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

## 人事院勧告の概要

## A 給与勧告

## ○ 本年の給与勧告のポイント

## 月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.36%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける地域手当の支給割合を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

## 給与制度の総合的見直し

平成28年度において実施する措置

- ① 地域手当の支給割合の引上げ
- ② 単身赴任手当の支給額の引上げ

## I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

## II 民間給与との較差に基づく給与改定

## 1 民間給与との比較

約12,300民間事業所の約50万人の個人別給与を实地調査(完了率87.7%)

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 1,469円 0.36% [行政職(一)…現行給与408,996円 平均年齢43.5歳]

[俸給280円 地域手当1,156円 はね返し分(注)33円]

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.21月(公務の支給月数 4.10月)

## 2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

## (1) 俸給表

## ① 行政職俸給表(一)

初任給は、民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引上げを基本に改定(平均改定率0.4%)

② その他の俸給表 行政職(一)との均衡を基本に改定。指定職俸給表は行政職(一)の引上げを踏まえ、各号俸について1,000円引上げ

## (2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

### (3) 地域手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、支給割合について給与制度の総合的見直しによる見直し後の支給割合と見直し前の支給割合との差に応じ、0.5～2%引上げ

### 〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.10月分→4.20月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分  
(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
27年度 期末手当	1.225 月 (支給済み)	1.375 月 (改定なし)
勤勉手当	0.75 月 (支給済み)	0.85 月 (現行 0.75 月)
28年度 期末手当	1.225 月	1.375 月
以降 勤勉手当	0.80 月	0.80 月

### [実施時期等]

- ・月例給：平成27年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

## 3 その他の課題

### (1) 配偶者に係る扶養手当

本年の調査の結果、民間では、配偶者に対して家族手当を支給し、配偶者の収入による制限を設ける事業所が一般的。今後とも、民間企業における家族手当の見直しの動向や、税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、扶養手当の支給要件等について、必要な検討

### (2) 再任用職員の給与

民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討

## III 給与制度の総合的見直し

### 1 給与制度の総合的見直しの概要

国家公務員給与における諸課題に対応するため、昨年の勧告時において、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施することとし、具体的な措置の内容及び実施スケジュール等の全体像を示し、給与法の改正により、本年4月から本格的に実施。今後、諸手当の見直し等について、人事院規則の改正により段階的に実施し、平成30年4月1日に完成

### 2 平成28年度において実施する事項

#### (1) 地域手当の支給割合の改定

平成28年4月1日から給与法に定める支給割合に引上げ

#### (2) 単身赴任手当の支給額の改定

基礎額を平成28年4月1日から4,000円引き上げ、30,000円に改定

加算額の限度について、基礎額の引上げを考慮して、平成28年4月1日から12,000円引き上げ、70,000円に改定

- \* 広域異動手当は、給与法の改正により、平成28年4月1日以後に異動した職員に係る支給割合が、異動前後の官署間の距離が300km以上の場合は10%に、60km以上300km未満の場合は5%に引上げ

## B 勤務時間に関する勧告

### ○ 勤務時間に関する勧告のポイント

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充  
(平成28年4月実施)

- ・ フレックスタイム制の適用を希望する職員から申告が行われた場合、公務の運営に支障がない範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、勤務時間を割り振る
- ・ 組織的な対応を行うために全員が勤務しなければならない時間帯（コアタイム）等を長く設定するなど、適切な公務運営の確保に配慮
- ・ 育児又は介護を行う職員に係るフレックスタイム制は、より柔軟な勤務形態となる仕組み

#### 1 フレックスタイム制の拡充の必要性

- ・ 近年、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識が我が国全体で高まっており、価値観やライフスタイルの多様化とともに働き方に対するニーズが多様化
- ・ 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月）の中で、各府省等における適切な公務運営を確保しつつ、幅広い職員がより柔軟な働き方が可能となるようなフレックスタイム制の導入について、本院に対し、検討の要請
- ・ 職員に柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することは、職員がその能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備することとなり、公務能率の一層の向上にも資する。また、職員の仕事と育児や介護等との両立を推進するとともに、人材確保にも資する

#### 2 フレックスタイム制の拡充の概要等

##### (1) 概要

- ・ 原則として全ての職員を対象とし、適用を希望する職員から申告が行われた場合、各省各庁の長は、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、4週間ごとの期間につき1週間当たり38時間45分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる  
コアタイムは、月曜日から金曜日までの毎日5時間設定
- ・ 育児又は介護を行う職員については、割振り単位期間を1週間から4週間までの範囲内において選択して設定できるとともに、日曜日及び土曜日に加えて週休日を1日設けることができる  
コアタイムは、毎日2時間以上4時間30分以下の範囲内で設定
- ・ 現行のフレックスタイム制の適用対象とされている職員についても、その申告により新たなフレックスタイム制を適用することができる。交替制等勤務職員その他業務の性質上特定の勤務時間で勤務することを要する職員として人事院規則で定める職員は、新たなフレックスタイム制の対象から除外

##### (2) 適用に当たっての考え方

- ・ 希望する職員には可能な限り適用するよう努めることが基本。なお、業務の性質上適用が困難な場合、必要な体制を確保できない場合等、公務の運営に支障が生じる場合には適用ができない
- ・ 適用する場合には、公務の運営に支障が生じない範囲内で、当該職員の申告を考慮しつつ、勤務時間帯や勤務時間数を割り振る。育児又は介護を行う職員については、できる限り、当該職員の申告どおりに割り振るよう努めることが適当

#### 3 フレックスタイム制を活用していくための留意点

- ・ 一人一人が責任感と自律心を持って業務を遂行することにより、これまで以上に効率的な仕事の進め方やより柔軟な働き方が推進され、一層効率的な行政サービスを提供
- ・ フレックスタイム制の実施に伴い超過勤務が増加しないようにする必要があるのみでなく、超過勤務を縮減する方向での働き方の推進が重要

#### 4 フレックスタイム制の拡充の実施時期

平成28年4月1日から実施

## C 公務員人事管理に関する報告

退職管理の見直しや採用抑制等により、40歳・50歳台の在職者の割合が20歳・30歳台の在職者の割合を相当に上回っており、国家公務員の人事管理に大きく影響することが懸念される。本院は、人事行政の第三者・専門機関の責務として、将来にわたって能率的で活力ある公務組織を確保する観点から、採用から退職に至るまでの公務員人事管理全般にわたって、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を進めていく。

### 1 人材の確保及び育成

#### (1) 多様な有為の人材の確保

幅広い層の者が国家公務員の仕事内容等の具体的イメージを持ち採用試験を受験するよう、各府省と連携し、公務の魅力を積極的に発信。その際、地方においても誘致活動を拡充・強化

#### (2) 女性の採用・登用の拡大

- ・ より多くの優秀な女性が採用試験を受験するよう誘致活動を強化
- ・ 女性職員や管理職員を対象とする研修等を通じ、意欲と能力のある女性職員の登用を促進

#### (3) 研修の充実

公務運営環境が厳しくなる中、Off-JTの役割が重要。外部有識者から成る研究会を開催するなど、全体の奉仕者たる国家公務員を育成するための研修の充実に向けた具体策を検討

#### (4) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価結果が任免・給与等へ適切に活用されるよう各府省に支援・指導等。人事評価を通じた人材育成に資するため、研修の機会を提供。各府省と連携した苦情相談体制の一層の充実

### 2 柔軟で多様な働き方の実現と勤務環境の整備

#### (1) フレックスタイム制の拡充

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充（勤務時間法の改正を勧告）

#### (2) テレワークの推進

テレワークを時間単位で利用しやすくするための措置を講ずるとともに、勤務時間管理、サービス管理等の在り方等について検討

#### (3) 長時間労働慣行の見直し

- ・ 事前の超過勤務命令等の勤務時間管理の徹底、管理職員の意識改革を含めた業務の合理化・効率化等の推進による超過勤務の縮減
- ・ 超過勤務の多い職員の健康保持への配慮、業務の平準化や人員配置の工夫等に努める必要

#### (4) 仕事と家庭の両立支援の促進

- ・ 幹部職員からの働きかけ等による男性職員の両立支援制度の活用促進
- ・ フレックスタイム制の活用状況を見ながら、育児のための両立支援策等の拡充について検討
- ・ 民間の介護休業制度の見直しの動向も考慮しつつ、介護休暇等の在り方について検討

#### (5) 心の健康づくりの推進

心の不調者の発生を未然に防止する1次予防を強化するため、各府省と連携しつつ準備を進め、ストレスチェック制度を導入

#### (6) ハラスメント防止対策

職員が相談しやすいセクハラ等の苦情相談体制の充実を図るとともに、パワハラに関する啓発資料の配布等、意識啓発を一層推進

### 3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

平成23年の意見の申出を踏まえ、適切な措置が講じられる必要。公務の再任用は引き続き短時間勤務中心であり、民間同様のフルタイム中心の勤務の実現を通じて再任用職員の能力及び経験を本格的に活用する必要。このため、各府省は定員事情や人員構成の特性等を踏まえ計画的な人事管理に努める等、一層の工夫が必要。本院としては、関連する制度を含め適切な措置がとられるよう引き続き必要な対応



## 別紙第2

# 勸 告

次の事項を実現するため、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号。以下「県職員給与条例」という。）、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第50号。以下「警察職員給与条例」という。）、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第51号。以下「学校職員給与条例」という。）、福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年福岡県条例第76号。以下「任期付研究員条例」という。）及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年福岡県条例第57号。以下「任期付職員条例」という。）を改正することを勧告する。

### 1 県職員給与条例、警察職員給与条例及び学校職員給与条例の改正

#### (1) 給料表

現行の給料表を別表第1のとおり改定すること。

#### (2) 諸手当

##### ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給額の限度を308,700円とすること。

(イ) 医療職給料表（二）の適用を受ける獣医師に対する支給額の限度を30,400円とすること。

##### イ 勤勉手当について

##### (ア) (イ)以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8月分（特定管理職員にあっては、それぞれ1.0月分）とすること。

##### (イ) 再任用職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.375月分（特定管理職員にあっては、それぞれ0.475月分）とすること。

## 2 任期付研究員条例の改正

### (1) 給料表

現行の給料表を別表第2のとおり改定すること。

### (2) 期末手当について

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月分とすること。

## 3 任期付職員条例の改正

### (1) 給料表

現行の給料表を別表第3のとおり改定すること。

### (2) 特定任期付職員の期末手当について

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月分とすること。

## 4 改定の実施時期

この改定は、平成27年4月1日から実施すること。



別表第1

イ 行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900	457,200	520,500
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300	523,400
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300	526,500
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300	529,600
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300	532,700
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300	535,000
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300	537,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400	539,900
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100	542,300
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200	544,100
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200	545,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300	547,800
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000	549,500
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300	550,900
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500	497,600	552,200
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500	499,900	553,300
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400	502,000	554,600
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200	503,400	555,600
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000	504,900	556,500
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700	506,300	557,400
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500	507,500	558,300
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	508,900	
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	510,400	
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	511,900	
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	513,000	
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	514,100	
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900	515,300	
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	516,500	
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	517,500	
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800	518,400	
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600	519,300	
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	520,200	
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	521,000	
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800	521,900	
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500	522,600	
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100	523,100	
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600	523,800	
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200	524,400	
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800	525,200	
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400	525,800	
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900	526,300	
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400		
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800		
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100		

再任用職員以外の職員	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
	46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	
	47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	
	48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	
	49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	
	50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800	
	51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200	
	52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	
	53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000	
	54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400	
	55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800	
	56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100	
	57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400	
	58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800	
	59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100	
	60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400	
	61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700	
	62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900		
	63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200		
	64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500		
	65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800		
	66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100		
	67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400		
	68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700		
	69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900		
	70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200		
	71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500		
	72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800		
	73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000		
	74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300		
	75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600		
	76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800		
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000			
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300			
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600			
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800			
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000			
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300			
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600			
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800			
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000			
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	409,300			
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	409,600			
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	409,800			
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	410,000			
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100				
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400				
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600				

93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800						
94		293,600	341,400	380,200	392,100						
95		294,000	341,900	380,600	392,400						
96		294,400	342,300	381,000	392,600						
97		294,600	342,400	381,300	392,800						
98		294,900	342,900	381,700	393,100						
99		295,300	343,300	382,100	393,400						
100		295,700	343,600	382,400	393,600						
101		295,900	343,900	382,700	393,800						
102		296,200	344,300	383,100	394,100						
103		296,600	344,700	383,400	394,400						
104		296,900	345,100	383,700	394,600						
105		297,100	345,600	384,000	394,800						
106		297,400	346,000	384,300							
107		297,800	346,400	384,600							
108		298,100	346,800	384,900							
109		298,300	347,300	385,200							
110		298,700	347,700	385,500							
111		299,100	348,000	385,800							
112		299,400	348,300	386,100							
113		299,500	348,800	386,300							
114		299,800		386,600							
115		300,100		386,900							
116		300,500		387,100							
117		300,700		387,300							
118		300,900									
119		301,200									
120		301,500									
121		301,900									
122		302,100									
123		302,400									
124		302,700									
125		303,000									
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800	520,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

ロ 医療職給料表(一)

職員 の区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100
	2	245,800	331,600	397,200	472,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900
	5	253,100	340,300	405,700	479,200
	6	256,900	343,600	408,400	481,400
	7	260,700	346,800	411,200	483,600
	8	264,500	349,900	414,000	485,800
	9	268,100	352,900	416,600	487,800
	10	272,100	355,900	419,300	489,900
	11	276,100	359,000	422,000	492,000
	12	280,100	362,200	424,700	494,100
	13	283,900	365,300	427,200	496,200
	14	287,900	368,900	429,700	498,300
	15	291,800	372,300	432,100	500,400
	16	295,700	376,000	434,600	502,500
	17	299,500	379,600	436,800	504,600
	18	303,100	382,300	439,200	506,600
	19	306,600	385,100	441,600	508,600
	20	310,200	387,900	444,000	510,600
	21	313,800	390,800	446,000	512,400
	22	317,500	393,400	448,400	514,200
	23	321,000	396,000	450,800	516,100
	24	324,700	398,600	453,100	518,000
	25	328,200	400,900	455,300	519,700
	26	331,000	403,200	457,600	521,500
	27	333,700	405,500	459,800	523,300
	28	336,300	407,800	462,100	525,100
	29	339,100	410,200	464,300	527,000
	30	341,400	412,300	466,600	528,800
	31	343,600	414,300	468,900	530,600
	32	346,000	416,400	471,100	532,400
	33	348,400	418,500	473,100	534,000
	34	350,800	420,500	475,200	535,800
	35	353,100	422,500	477,300	537,500
	36	355,600	424,500	479,400	539,300
	37	358,000	426,600	481,500	540,900
	38	360,400	428,600	483,300	542,500
	39	362,800	430,600	485,100	543,900
	40	365,200	432,600	486,900	545,500
	41	367,500	434,600	488,600	547,000
	42	368,900	436,400	490,400	548,400
	43	370,400	438,100	492,200	549,800
	44	371,900	439,900	494,000	551,100

再任 用職 員以 外の 職員	45	373,400	441,800	495,600	552,300
	46	374,800	443,600	497,300	553,300
	47	376,300	445,400	499,100	554,300
	48	377,800	447,100	500,900	555,300
	49	379,100	448,900	502,500	556,300
	50	380,100	450,600	503,800	557,200
	51	381,100	452,400	505,100	558,100
	52	382,100	454,200	506,400	559,000
	53	383,100	456,100	507,700	559,800
	54	384,000	457,300	509,000	560,700
	55	384,900	458,500	510,300	561,600
	56	385,800	459,700	511,600	562,500
	57	386,800	460,900	512,600	563,400
	58	387,700	461,900	513,400	564,300
	59	388,500	462,900	514,200	565,200
	60	389,300	463,900	515,000	565,900
	61	390,100	464,700	515,900	566,800
	62	390,600	465,400	516,700	567,700
	63	391,000	466,100	517,600	568,600
	64	391,500	466,800	518,400	569,500
	65	391,800	467,500	519,300	570,400
	66		468,200	520,200	
	67		468,900	520,900	
	68		469,600	521,800	
	69		470,100	522,700	
	70		470,800	523,500	
	71		471,500	524,400	
	72		472,200	525,300	
	73		472,600	526,100	
	74		473,200	527,000	
	75		473,900	527,900	
	76		474,600	528,600	
	77		475,000	529,400	
	78		475,600	530,300	
	79		476,200	531,200	
	80		476,700	532,100	
	81		477,300	532,900	
	82		477,800	533,800	
	83		478,300	534,700	
	84		478,800	535,600	
	85		479,200	536,400	
	86		479,800	537,300	
	87		480,200	538,200	
	88		480,700	539,100	
	89		481,200	539,900	
	90		481,800		
	91		482,400		
	92		482,800		

	93		483,300		
	94		483,900		
	95		484,500		
	96		485,100		
	97		485,600		
再任用職員		295,000	337,400	391,800	464,800

備考 この表は、本庁、医療機関等（病院、保健福祉環境事務所、保健環境研究所等をいう。以下同じ。）に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900	369,900	436,000
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900	372,600	438,600
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100	375,200	441,100
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300	377,900	443,700
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300	380,300	446,100
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500	383,000	448,600
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600	385,600	451,100
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800	388,300	453,600
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800	390,400	456,000
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900	392,700	458,400
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100	394,900	461,000
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200	397,100	463,400
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900	399,200	465,900
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900	401,200	467,400
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800	403,200	468,700
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800	405,300	470,000
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700	407,100	471,200
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700	409,100	472,500
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700	411,000	473,800
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700	413,100	475,100
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500	414,900	476,300
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500	416,500	477,700
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600	418,100	479,100
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700	419,600	480,300
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100	421,100	481,700
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900	422,400	483,000
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700	423,700	484,400
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400	425,000	485,800
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200	426,300	487,200
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700	427,500	488,300
	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300	428,700	489,400
	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000	429,800	490,500
	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300	431,000	491,600
	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600	432,200	492,500
	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900	433,400	493,400
	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100	434,600	494,300
	37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200	435,900	495,300
	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400	436,700	
	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500	437,100	
	40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600	437,800	
	41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400	438,300	
	42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200	438,700	
	43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000	439,100	
	44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800	439,500	

再任用職員以外の職員	45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200	439,900
	46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800	440,300
	47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300	440,700
	48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700	441,000
	49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100	441,300
	50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400	441,700
	51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700	442,000
	52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000	442,300
	53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300	442,600
	54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600	
	55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900	
	56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200	
	57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500	
	58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800	
	59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100	
	60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500	
	61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700	
	62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000	
	63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300	
	64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600	
	65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800	
	66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700	405,100	
	67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400	405,400	
	68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000	405,600	
	69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400	405,800	
	70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900	406,100	
	71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400	406,400	
	72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900	406,600	
	73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500	406,800	
	74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000	407,100	
	75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600	407,400	
	76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200	407,600	
	77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700	407,800	
	78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200	408,100	
	79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700	408,400	
	80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200	408,600	
	81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500	408,800	
	82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000		
	83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400		
	84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800		
	85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200		
	86		288,300	324,200	345,100	386,600		
	87		288,500	324,400	345,400	387,000		
	88		288,700	324,800	345,700	387,400		
	89		289,100	325,200	346,100	387,700		
	90		289,300	325,600	346,400	388,100		
	91		289,500	326,000	346,800	388,500		
	92		289,700	326,400	347,100	388,800		



	93		290,100	326,700	347,500	389,100			
	94		290,300	326,900	347,800	389,500			
	95		290,500	327,300	348,100	389,800			
	96		290,800	327,600	348,400	390,100			
	97		291,200	327,800	348,700	390,400			
	98		291,500	328,100	349,100	390,700			
	99		291,700	328,400	349,500	391,000			
	100		292,000	328,700	349,900	391,300			
	101		292,300	328,900	350,400	391,600			
	102		292,500	329,200	350,800				
	103		292,700	329,600	351,200				
	104		293,000	329,800	351,600				
	105		293,300	329,900	352,100				
	106			330,200					
	107			330,600					
	108			330,800					
	109			331,000					
	110			331,400					
	111			331,800					
	112			332,200					
	113			332,400					
再任用職員		187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600	363,800	425,300

備考 この表は、本庁、病院、保健福祉環境事務所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師、薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

二 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職 務 の 級 別 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200
	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900
	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000
	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000
	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000
	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000
	19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100
	20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200
	21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900
	22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000
	23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100
	24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100
	25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100
	26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700
	27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600
	28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500
	29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300
	30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000
	31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900
	32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700
	33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400
	34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100
	35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900
	36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600
	37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200
	38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900
	39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700
	40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500
	41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000
	42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500
	43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000
	44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300

45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400
46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500
47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600
48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800
49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100
50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200
51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400
52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500
53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700
54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700
55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800
56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900
57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000
58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500
59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100
60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500
61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100
62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600
63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000
64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500
65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100
66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500
67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800
68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100
69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	429,500
70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800	429,900
71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500	430,200
72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100	430,500
73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800	430,800
74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300	431,100
75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900	431,400
76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400	431,700
77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800	432,000
78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400	
79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900	
80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200	
81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500	
82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000	
83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400	
84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700	
85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000	
86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500	
87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000	
88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400	
89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700	
90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100	
91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600	
92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000	

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400
94	280,400	313,800	347,200	365,200	391,800
95	281,300	314,500	347,900	365,600	392,200
96	282,300	315,100	348,500	365,900	392,600
97	283,200	315,800	348,900	366,500	392,900
98	284,000	316,100	349,300	367,000	393,300
99	284,600	316,700	349,800	367,500	393,700
100	285,500	317,400	350,200	368,000	394,000
101	286,300	317,800	350,700	368,600	394,300
102	287,100	318,400	351,100	369,100	394,700
103	287,900	319,000	351,600	369,600	395,000
104	288,700	319,600	352,000	370,000	395,300
105	289,400	320,000	352,300	370,600	395,600
106	289,900	320,500	352,800	371,100	395,900
107	290,400	321,000	353,200	371,600	396,200
108	290,900	321,500	353,500	372,100	396,500
109	291,100	321,900	354,000	372,700	396,800
110	291,400	322,300	354,500	373,100	
111	291,600	322,600	355,000	373,600	
112	292,000	322,900	355,500	374,100	
113	292,300	323,300	356,000	374,700	
114	292,500	323,700	356,500	375,200	
115	292,900	324,100	357,000	375,700	
116	293,200	324,400	357,400	376,100	
117	293,500	324,600	357,800	376,500	
118	293,800	324,900	358,200	376,900	
119	294,100	325,300	358,700	377,300	
120	294,500	325,500	359,200	377,700	
121	294,800	325,700	359,600	378,100	
122	295,200	326,000	360,100		
123	295,500	326,300	360,600		
124	295,900	326,600	361,100		
125	296,100	326,800	361,400		
126	296,300	327,100			
127	296,600	327,500			
128	297,000	327,700			
129	297,200	327,800			
130	297,500	328,100			
131	297,900	328,500			
132	298,300	328,700			
133	298,500	329,000			
134	298,800	329,400			
135	299,200	329,800			
136	299,500	330,200			
137	299,700	330,500			
138	300,000	330,900			
139	300,400	331,300			
140	300,700	331,700			

141	300,900	332,000				
142	301,300	332,400				
143	301,700	332,700				
144	302,000	333,100				
145	302,100	333,400				
146	302,400	333,800				
147	302,700	334,200				
148	303,100	334,600				
149	303,300	334,900				
150	303,500	335,300				
151	303,800	335,700				
152	304,100	336,100				
153	304,500	336,400				
154	304,700					
155	304,900					
156	305,200					
157	305,500					
158	305,800					
159	306,100					
160	306,400					
161	306,800					
162	307,100					
163	307,400					
164	307,700					
165	308,100					
166	308,400					
167	308,700					
168	309,000					
169	309,400					
再任用職員	233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000

備考 この表は、本庁、病院、保健福祉環境事務所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ホ 研究職給料表

職員 の区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,200	189,800	276,400	328,500	387,100
	2	141,300	192,400	278,800	330,700	390,000
	3	142,500	194,800	281,200	332,900	392,800
	4	143,600	197,200	283,700	335,000	395,600
	5	144,700	199,700	286,000	336,900	397,900
	6	146,000	202,000	288,200	339,000	400,600
	7	147,300	204,300	290,300	341,100	403,300
	8	148,600	206,500	292,300	343,200	406,000
	9	149,700	208,600	294,500	345,100	408,600
	10	151,400	210,900	297,200	347,100	411,200
	11	153,000	213,300	299,800	349,200	413,900
	12	154,600	215,600	302,600	351,200	416,700
	13	156,100	217,800	305,000	353,300	419,300
	14	158,000	220,200	307,600	355,200	422,000
	15	159,900	222,600	310,200	357,100	424,800
	16	161,900	225,000	313,000	359,000	427,500
	17	163,700	227,300	315,600	360,900	430,000
	18	165,900	230,100	317,800	362,800	432,600
	19	168,100	233,000	320,000	364,700	435,100
	20	170,200	235,900	322,200	366,700	437,700
	21	172,400	238,400	324,500	368,300	440,200
	22	174,800	241,100	326,500	370,300	442,800
	23	177,100	243,600	328,500	372,200	445,400
	24	179,400	246,300	330,600	374,100	447,900
	25	181,500	249,000	332,700	375,700	450,100
	26	183,700	251,400	334,600	377,400	452,400
	27	185,800	253,700	336,400	379,300	454,900
	28	187,900	256,000	338,300	381,200	457,400
	29	189,900	258,700	340,300	383,000	459,900
	30	191,700	260,900	342,000	384,900	462,400
	31	193,500	262,800	343,600	386,800	464,900
	32	195,200	264,900	345,300	388,700	467,400
	33	197,000	266,800	346,700	390,300	469,700
	34	198,900	268,800	348,100	392,100	472,100
	35	200,800	270,900	349,600	393,700	474,500
	36	202,700	272,900	351,100	395,500	477,000
	37	204,400	274,800	352,400	396,700	479,400
	38	206,300	276,300	353,800	398,200	481,900
	39	208,200	277,700	355,200	399,600	484,300
	40	210,100	279,200	356,600	401,000	486,800
	41	212,000	280,600	357,500	402,400	489,100
	42	213,900	281,700	358,600	403,700	491,300
	43	215,800	282,700	359,800	405,200	493,500
	44	217,700	283,700	360,900	406,800	495,700

再任 用職 員以 外の 職員	45	219,400	284,500	362,100	408,200	497,400
	46	221,300	285,700	363,300	409,400	498,900
	47	223,100	287,000	364,600	411,000	500,500
	48	224,900	288,200	365,700	412,600	502,000
	49	226,600	289,600	366,800	413,900	503,700
	50	228,400	290,900	368,100	415,300	505,100
	51	230,100	292,000	369,400	416,800	506,500
	52	231,800	293,200	370,700	418,200	508,000
	53	233,300	294,400	371,400	419,600	509,100
	54	235,100	295,600	372,400	421,000	510,300
	55	236,800	296,900	373,300	422,400	511,500
	56	238,400	298,100	374,300	423,800	512,700
	57	239,900	299,200	375,100	424,900	513,600
	58	241,100	300,400	375,900	426,200	514,600
	59	242,200	301,600	376,600	427,600	515,600
	60	243,300	302,800	377,300	428,900	516,600
	61	244,500	303,800	377,900	429,700	517,700
	62	245,600	304,900	378,600	430,600	518,600
	63	246,600	306,000	379,500	431,600	519,300
	64	247,700	307,100	380,400	432,500	520,000
	65	248,900	308,100	381,000	433,400	520,800
	66	250,000	309,200	381,800	434,200	521,600
	67	251,100	310,300	382,600	434,800	522,400
	68	252,100	311,300	383,400	435,600	523,200
	69	253,100	312,400	384,000	436,000	523,900
	70	254,500	313,400	384,700	436,600	524,700
	71	256,000	314,500	385,400	437,100	525,500
	72	257,400	315,600	386,100	437,600	526,300
	73	258,800	316,400	386,800	438,100	527,000
	74	260,200	317,400	387,400	438,600	
	75	261,600	318,500	388,000	439,100	
	76	262,900	319,600	388,700	439,600	
	77	264,000	320,700	389,400	440,000	
	78	265,200	321,700	390,000	440,500	
	79	266,500	322,600	390,600	440,900	
	80	267,700	323,500	391,200	441,300	
	81	269,100	324,600	391,800	441,700	
	82	270,400	325,400	392,400	442,100	
	83	271,700	326,100	393,000	442,500	
	84	272,900	326,900	393,600	442,900	
	85	274,100	327,400	394,100	443,200	
	86	275,200	327,900	394,600	443,600	
87	276,500	328,400	395,100	443,900		
88	277,700	328,900	395,800	444,200		
89	278,700	329,200	396,200	444,500		
90	279,900	329,700				
91	281,100	330,200				
92	282,300	330,700				

	93	283,300	331,000			
	94	284,300	331,400			
	95	285,300	331,900			
	96	286,300	332,400			
	97	286,900	332,900			
	98	287,800	333,400			
	99	288,500	333,900			
	100	289,400	334,400			
	101	290,300	334,900			
	102	291,000	335,400			
	103	291,700	335,900			
	104	292,400	336,400			
	105	293,100	336,900			
	106	293,600	337,300			
	107	294,100	337,800			
	108	294,600	338,200			
	109	294,800	338,700			
	110	295,200	339,100			
	111	295,500	339,600			
	112	295,800	340,000			
	113	296,100	340,500			
	114	296,400	340,900			
	115	296,700	341,400			
	116	297,000	341,800			
	117	297,300	342,300			
	118	297,700	342,700			
	119	298,000	343,100			
	120	298,400	343,500			
	121	298,700	343,900			
再任用職員		216,300	257,500	282,300	324,700	383,200

備考 この表は、試験研究機関（保健環境研究所、工業技術センター、農林業総合試験場、水産海洋技術センター等をいう。以下同じ。）に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。



～ 公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,200	178,800	205,400	245,300	289,400	316,300	345,100	380,200	421,600
	2	164,900	180,600	207,400	247,100	291,600	318,500	347,300	382,400	423,400
	3	166,700	182,400	209,400	248,900	293,700	320,800	349,600	384,500	425,300
	4	168,400	184,200	211,400	250,700	296,000	323,000	351,800	386,600	427,200
	5	169,900	186,100	213,400	252,400	297,900	325,300	353,900	388,500	428,600
	6	171,800	188,400	215,400	254,200	300,100	327,500	356,000	390,500	430,300
	7	173,600	190,700	217,400	255,800	302,300	329,800	358,200	392,300	431,900
	8	175,500	193,000	219,300	257,500	304,500	332,100	360,400	394,100	433,400
	9	177,200	195,200	221,400	258,900	306,500	334,000	362,300	395,900	435,000
	10	178,900	197,800	223,200	260,500	308,700	336,300	364,500	397,900	436,700
	11	180,600	200,300	225,000	261,800	311,000	338,500	366,600	399,900	438,300
	12	182,300	202,800	226,800	263,200	313,200	340,800	368,800	402,000	439,900
	13	184,200	205,200	228,700	264,800	315,300	342,900	371,000	403,700	441,000
	14	186,300	207,000	230,600	266,200	317,600	345,000	373,100	405,800	442,600
	15	188,400	208,800	232,500	267,300	319,800	347,200	375,300	407,800	444,400
	16	190,500	210,600	234,400	268,600	322,100	349,300	377,400	409,900	446,200
	17	192,700	212,500	236,000	269,700	324,000	351,500	379,200	411,600	447,800
	18	195,100	214,400	237,800	271,100	326,300	353,500	381,200	413,300	449,600
	19	197,500	216,300	239,600	272,500	328,400	355,600	383,100	415,000	451,400
	20	199,900	218,100	241,400	274,000	330,700	357,700	385,100	416,600	453,100
	21	202,400	219,800	243,000	275,300	332,800	359,800	386,900	418,300	454,700
	22	204,200	221,600	244,400	276,700	334,800	361,800	389,000	419,900	456,400
	23	206,000	223,400	245,600	278,200	336,900	363,800	391,100	421,300	458,000
	24	207,800	225,200	246,900	279,700	338,900	365,900	393,100	422,800	459,800
	25	209,700	226,900	248,200	280,900	340,900	367,800	394,800	424,100	461,300
	26	211,500	228,600	249,500	282,900	343,000	369,800	396,800	425,500	462,700
	27	213,300	230,300	250,800	284,900	345,000	371,800	398,900	427,000	464,200
	28	215,000	232,000	252,000	286,900	347,000	373,800	401,000	428,600	465,500
	29	216,900	233,400	253,200	288,900	349,200	375,700	402,500	429,900	466,700
	30	218,700	235,200	254,300	290,900	351,300	377,800	404,300	431,600	467,400
	31	220,500	237,000	255,600	292,800	353,300	379,900	406,000	433,300	468,100
	32	222,300	238,800	256,700	294,700	355,400	381,900	407,700	434,900	468,800
	33	224,000	240,200	257,600	296,500	357,100	383,800	409,400	436,300	469,300
	34	225,700	241,700	258,800	298,300	359,100	385,900	410,900	438,000	470,100
	35	227,400	243,000	259,900	300,200	361,000	388,000	412,500	439,700	470,800
	36	229,100	244,400	261,100	302,100	363,100	389,900	414,000	441,300	471,400
	37	230,500	245,700	262,100	303,900	365,000	391,600	415,300	442,700	471,700
	38	232,300	247,000	263,300	305,800	367,100	393,100	416,800	443,400	472,300
	39	234,100	248,200	264,400	307,700	369,100	394,400	418,300	444,100	472,800
	40	235,900	249,400	265,400	309,500	371,100	395,800	419,800	444,800	473,300
	41	237,300	250,600	266,600	311,400	373,100	397,000	421,300	445,200	473,800
	42	238,700	251,800	268,100	313,200	375,200	398,100	422,600	445,800	474,200
	43	240,000	252,900	269,400	315,100	377,300	399,100	423,900	446,500	474,600
	44	241,200	254,000	270,600	317,000	379,300	400,100	425,100	447,100	475,000

	45	242,500	255,100	271,800	318,800	381,000	401,300	426,100	447,900	475,300
	46	243,600	256,200	273,300	320,700	382,700	402,500	426,800	448,600	475,700
	47	244,600	257,300	274,900	322,600	384,300	403,600	427,600	449,100	476,100
	48	245,500	258,500	276,500	324,400	386,000	404,800	428,400	449,600	476,400
	49	246,400	259,500	278,300	326,000	387,400	406,100	428,900	450,100	476,700
	50	247,500	260,700	280,000	327,600	388,400	406,900	429,300	450,400	477,100
	51	248,700	261,800	281,700	329,200	389,400	407,700	429,700	450,700	477,400
	52	249,800	262,900	283,300	330,900	390,400	408,400	430,000	451,100	477,700
	53	250,800	264,100	284,800	332,600	391,700	408,900	430,300	451,500	478,000
	54	252,000	265,200	286,600	334,300	392,800	409,600	430,700	451,700	
	55	253,000	266,600	288,300	336,100	393,900	410,300	431,000	452,000	
	56	254,200	267,800	290,100	337,900	395,100	410,900	431,300	452,200	
	57	255,300	268,900	291,700	339,100	396,400	411,600	431,600	452,600	
	58	256,300	270,500	293,400	340,800	397,200	412,000	431,900	452,800	
	59	257,100	272,000	295,200	342,400	398,000	412,600	432,200	453,000	
	60	258,100	273,600	297,000	344,000	398,700	413,200	432,500	453,200	
	61	259,200	275,200	298,500	345,600	399,200	413,600	432,800	453,600	
	62	260,300	276,800	300,300	347,300	399,900	414,200	433,100	453,900	
	63	261,400	278,400	302,100	349,000	400,600	414,700	433,400	454,200	
	64	262,400	280,000	303,800	350,700	401,300	415,200	433,700	454,400	
	65	263,500	281,500	305,300	352,300	401,600	415,700	434,000	454,600	
	66	264,700	282,900	307,000	353,900	402,300	416,300	434,300	454,900	
	67	266,000	284,400	308,600	355,500	403,000	416,700	434,600	455,200	
	68	267,300	285,900	310,300	357,100	403,600	417,200	434,900	455,400	
	69	268,500	287,500	311,900	358,300	404,000	417,600	435,100	455,600	
	70	269,900	289,000	313,300	359,700	404,500	417,900	435,400	455,900	
	71	271,300	290,600	314,800	361,000	405,100	418,200	435,700	456,200	
	72	272,700	292,200	316,300	362,400	405,600	418,500	436,000	456,400	
	73	274,000	293,500	317,300	363,600	406,100	418,800	436,200	456,600	
	74	275,400	294,900	318,900	364,800	406,500	419,100	436,500		
	75	276,800	296,400	320,400	366,100	407,000	419,400	436,800		
	76	278,100	297,900	322,100	367,400	407,500	419,700	437,100		
	77	279,300	299,000	323,900	368,700	408,000	419,900	437,300		
	78	280,500	300,500	325,600	369,900	408,500	420,200	437,600		
	79	281,700	301,900	327,200	371,100	409,100	420,500	437,900		
	80	282,800	303,400	328,800	372,300	409,600	420,800	438,200		
	81	284,100	304,900	330,500	373,500	410,000	421,000	438,400		
	82	285,300	306,300	332,200	374,700	410,600	421,300	438,700		
	83	286,600	307,600	333,800	375,800	411,100	421,600	439,000		
	84	287,900	309,000	335,500	377,000	411,300	421,800	439,300		
	85	289,100	310,200	336,900	378,100	411,600	422,000	439,500		
	86	290,300	311,700	338,400	378,700	412,100	422,300			
	87	291,500	313,000	339,900	379,200	412,400	422,600			
	88	292,700	314,500	341,400	379,800	412,700	422,800			
	89	293,800	316,000	342,700	380,400	413,000	423,000			
	90	295,000	317,500	343,900	381,000	413,400	423,300			
	91	296,100	318,900	345,200	381,600	413,800	423,600			
	92	297,300	320,400	346,500	382,200	414,200	423,800			

再任職員以外の職員

93	298,100	321,700	347,900	382,500	414,500	424,000
94	299,400	323,000	349,400	383,000	414,900	424,300
95	300,500	324,400	350,900	383,600	415,300	424,600
96	301,800	325,700	352,400	384,100	415,600	424,800
97	302,900	326,900	353,700	384,500	415,900	425,000
98	304,100	328,200	354,900	384,900		
99	305,300	329,500	356,000	385,500		
100	306,500	330,800	357,200	386,000		
101	307,700	332,200	358,300	386,400		
102	308,700	333,100	359,400	386,900		
103	309,800	334,200	360,500	387,500		
104	310,800	335,400	361,700	388,000		
105	311,600	336,500	362,900	388,300		
106	312,200	337,600	363,400	388,700		
107	312,800	338,600	364,000	389,200		
108	313,500	339,700	364,600	389,500		
109	314,000	340,900	365,200	389,800		
110	314,500	341,900	365,700	390,300		
111	315,000	342,900	366,200	390,800		
112	315,600	343,800	366,700	391,300		
113	316,400	344,700	367,100	391,600		
114	317,100	345,600	367,500	392,100		
115	317,800	346,600	368,100	392,600		
116	318,500	347,600	368,600	393,100		
117	319,100	348,600	369,000	393,400		
118	319,900	349,100	369,500	393,900		
119	320,600	349,700	370,100	394,400		
120	321,400	350,300	370,600	394,900		
121	322,000	350,600	370,700	395,300		
122	322,300	351,000	371,300	395,800		
123	322,800	351,500	371,800	396,200		
124	323,300	351,900	372,200	396,700		
125	323,600	352,300	372,700	397,100		
126		352,700	373,200	397,500		
127		353,200	373,700	397,900		
128		353,600	374,200	398,300		
129		354,000	374,500	398,700		
130		354,400	375,000	399,100		
131		354,800	375,500	399,500		
132		355,200	376,000	399,900		
133		355,400	376,300	400,200		
134		355,900	376,800	400,600		
135		356,300	377,200	401,000		
136		356,600	377,600	401,300		
137		356,900	377,900	401,600		
138		357,300	378,400			
139		357,800	378,900			
140		358,300	379,400			

	141		358,600	379,700						
	142		359,100							
	143		359,600							
	144		360,100							
	145		360,400							
再任用職員		240,300	252,000	256,100	287,400	303,900	318,000	341,600	376,700	408,300

備考 この表は、警察官に適用する。

ト 教育職給料表(二)

職員の区分	職務級の	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	153,600	197,900	258,200	327,200	415,700
	2	155,100	199,600	260,700	329,400	417,500
	3	156,600	201,200	263,000	331,700	419,300
	4	158,100	202,900	265,400	333,900	421,000
	5	159,800	204,700	268,000	336,200	422,500
	6	161,700	206,400	270,400	338,400	424,000
	7	163,500	208,100	272,600	340,700	425,900
	8	165,300	209,700	274,800	343,000	427,800
	9	167,100	211,500	277,200	345,000	429,600
	10	169,200	213,400	279,500	347,100	431,400
	11	171,200	215,300	281,900	349,300	433,300
	12	173,200	217,200	284,200	351,400	435,100
	13	175,200	218,900	286,600	353,600	436,800
	14	177,400	220,900	288,700	355,600	438,700
	15	179,600	222,900	290,700	357,600	440,500
	16	181,800	224,900	292,700	359,600	442,400
	17	184,100	226,800	294,900	361,500	444,100
	18	186,700	229,500	297,500	363,400	445,900
	19	189,200	232,200	300,000	365,400	447,700
	20	191,700	234,900	302,700	367,400	449,500
	21	194,200	237,500	305,200	369,200	451,100
	22	195,900	240,300	307,800	371,100	452,800
	23	197,600	242,900	310,200	373,000	454,700
	24	199,300	245,600	312,900	374,900	456,400
	25	200,800	248,100	315,500	376,400	458,100
	26	202,500	250,600	317,800	378,200	459,700
	27	204,200	253,100	320,200	380,000	461,300
	28	205,800	255,500	322,500	381,900	462,800
	29	207,300	258,200	324,800	383,800	464,300
	30	209,000	260,600	326,800	385,700	465,600
	31	210,700	262,800	329,000	387,600	466,900
	32	212,400	265,000	331,200	389,600	468,200
	33	214,000	267,200	333,300	391,300	469,400
	34	215,800	269,400	335,500	393,000	470,100
	35	217,600	271,600	337,700	394,600	470,800
	36	219,400	273,700	339,800	396,400	471,500
	37	221,000	276,000	342,000	397,600	472,100
	38	222,800	278,000	344,100	399,100	472,700
	39	224,600	280,000	346,300	400,500	473,300
	40	226,400	282,000	348,400	401,900	473,900
	41	228,100	283,900	350,500	403,600	474,500
	42	229,800	286,400	352,600	405,000	475,100
	43	231,400	288,700	354,600	406,300	475,600
	44	233,000	291,200	356,700	407,800	476,100

	45	234,600	293,400	358,700	409,400	476,600
	46	236,000	295,900	360,700	410,700	477,100
	47	237,300	298,300	362,700	412,200	477,600
	48	238,600	301,000	364,700	413,800	478,000
	49	240,100	303,400	366,500	415,500	478,400
	50	241,600	305,800	368,300	416,900	
	51	242,800	308,300	370,200	418,500	
	52	244,300	310,700	372,200	420,000	
	53	245,600	313,100	374,100	421,700	
	54	246,800	315,300	375,900	423,200	
	55	248,200	317,400	377,700	424,800	
	56	249,400	319,600	379,400	426,400	
	57	250,700	321,900	380,900	427,900	
	58	251,800	324,000	382,500	429,400	
	59	253,000	326,200	384,200	430,600	
	60	254,200	328,200	385,900	431,800	
	61	255,500	330,400	387,100	433,000	
	62	256,900	332,500	388,500	434,300	
	63	258,300	334,700	389,900	435,600	
	64	259,500	336,900	391,200	436,800	
	65	260,900	338,800	392,600	438,000	
	66	262,400	341,000	393,800	439,200	
	67	264,000	343,100	395,200	440,400	
	68	265,700	345,300	396,600	441,600	
	69	267,200	347,300	397,900	442,800	
	70	268,600	349,200	399,200	444,000	
	71	270,000	351,300	400,600	445,200	
	72	271,500	353,300	401,900	446,400	
	73	272,600	355,100	403,200	447,500	
	74	274,000	357,000	404,600	448,100	
	75	275,400	358,800	406,000	448,600	
	76	276,700	360,700	407,300	449,100	
	77	278,100	362,600	408,500	449,600	
	78	279,300	364,300	409,700	450,100	
	79	280,500	366,000	411,000	450,600	
	80	281,700	367,600	412,400	451,100	
	81	282,900	369,100	413,700	451,500	
	82	284,100	370,600	414,900	452,000	
	83	285,300	372,100	415,900	452,400	
	84	286,500	373,500	417,100	452,800	
	85	287,700	374,600	418,300	453,200	
再任用職員以外の職員	86	288,800	376,000	419,500	453,600	
	87	290,000	377,400	420,700	454,000	
	88	291,200	378,700	421,700	454,400	
	89	292,400	380,000	422,800	454,700	
	90	293,500	381,300	423,800		
	91	294,700	382,500	424,800		
	92	295,900	383,800	425,800		

93	296,700	385,100	426,700
94	297,700	386,200	427,500
95	298,800	387,500	428,300
96	300,000	388,700	429,100
97	301,000	390,100	429,900
98	302,100	391,100	430,300
99	303,100	392,200	430,700
100	304,200	393,200	431,100
101	305,100	394,100	431,500
102	306,200	395,100	431,800
103	307,300	396,200	432,100
104	308,300	397,300	432,400
105	308,900	398,000	432,700
106	309,800	398,900	433,000
107	310,600	399,800	433,300
108	311,400	400,700	433,500
109	312,300	401,500	433,700
110	312,700	402,400	434,000
111	313,100	403,200	434,300
112	313,600	404,000	434,500
113	314,200	404,600	434,700
114	314,600	405,300	435,000
115	315,100	406,000	435,300
116	315,600	406,700	435,500
117	316,200	407,300	435,700
118	316,700	407,800	436,000
119	317,100	408,200	436,300
120	317,600	408,600	436,500
121	318,100	409,000	436,700
122	318,500	409,300	
123	319,000	409,600	
124	319,500	409,800	
125	320,100	410,000	
126	320,400	410,300	
127	320,700	410,600	
128	321,000	410,800	
129	321,200	411,000	
130	321,500	411,300	
131	321,800	411,600	
132	322,100	411,800	
133	322,300	412,000	
134	322,500	412,300	
135	322,700	412,600	
136	323,000	412,800	
137	323,300	413,000	
138	323,500	413,300	
139	323,800	413,600	
140	324,100	413,800	

141	324,300	414,000			
142	324,500	414,300			
143	324,800	414,600			
144	325,000	414,800			
145	325,300	415,000			
146	325,500	415,300			
147	325,800	415,600			
148	326,100	415,800			
149	326,300	416,000			
150	326,500	416,300			
151	326,800	416,600			
152	327,100	416,800			
153	327,300	417,000			
154	327,600				
155	327,900				
156	328,100				
157	328,300				
158	328,600				
159	328,900				
160	329,100				
161	329,300				
162	329,600				
163	329,900				
164	330,100				
165	330,300				
166	330,600				
167	330,900				
168	331,100				
169	331,300				
170	331,600				
171	331,900				
172	332,100				
173	332,300				
174	332,600				
175	332,900				
176	333,100				
177	333,300				
再任用職員	232,800	273,100	301,800	329,900	414,000

備考1 この表は、県立の高等学校及びこれに準ずる学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。



チ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務級の	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	153,600	169,500	258,200	287,300	405,500
	2	155,100	171,600	260,700	289,900	407,000
	3	156,600	173,700	263,000	292,800	408,500
	4	158,100	175,900	265,400	295,400	410,000
	5	159,800	177,900	268,000	297,900	411,400
	6	161,700	180,100	270,400	300,300	412,800
	7	163,500	182,300	272,600	302,700	414,300
	8	165,300	184,500	274,800	305,100	415,900
	9	167,100	186,800	277,200	307,600	417,300
	10	169,200	189,600	279,500	310,300	418,700
	11	171,200	192,300	281,900	313,000	420,100
	12	173,200	195,000	284,200	315,900	421,400
	13	175,200	197,900	286,600	318,500	422,700
	14	177,400	199,600	288,700	320,500	424,100
	15	179,600	201,200	290,700	322,600	425,500
	16	181,800	202,900	292,700	324,900	426,900
	17	184,100	204,700	294,900	327,200	428,100
	18	186,700	206,400	297,500	329,400	429,400
	19	189,200	208,100	300,000	331,700	430,600
	20	191,700	209,700	302,700	333,900	431,900
	21	194,200	211,500	305,200	336,200	433,000
	22	195,900	213,400	307,800	338,400	434,200
	23	197,600	215,300	310,200	340,700	435,500
	24	199,300	217,200	312,900	343,000	436,800
	25	200,800	218,900	315,500	345,000	438,100
	26	202,400	220,900	317,800	346,800	439,300
	27	204,000	222,900	320,200	348,700	440,300
	28	205,500	224,900	322,500	350,600	441,400
	29	207,200	226,800	324,800	352,500	442,600
	30	208,900	229,500	326,800	354,300	443,400
	31	210,600	232,200	329,000	356,000	444,200
	32	212,300	234,900	331,200	357,900	445,100
	33	213,800	237,500	333,300	359,600	446,000
	34	215,500	240,300	335,400	361,300	446,500
	35	217,200	242,900	337,500	363,000	447,000
	36	218,900	245,600	339,500	364,800	447,500
	37	220,400	248,100	341,600	366,700	448,000
	38	222,100	250,600	343,500	368,200	448,500
	39	223,800	253,100	345,500	369,800	449,000
	40	225,500	255,500	347,400	371,400	449,400
	41	227,100	258,200	349,300	372,700	449,800
	42	228,800	260,600	351,100	374,100	450,200
	43	230,400	262,800	352,900	375,500	450,600
	44	232,000	265,000	354,600	377,000	451,000

	45	233,700	267,200	356,400	378,500	451,400
	46	235,200	269,400	358,100	380,100	451,800
	47	236,600	271,600	359,700	381,700	452,200
	48	238,000	273,700	361,300	383,200	452,600
	49	239,400	276,000	362,700	384,600	452,900
	50	240,800	278,000	364,200	386,100	
	51	242,300	280,000	365,800	387,600	
	52	243,500	282,000	367,400	389,000	
	53	244,700	283,900	368,900	390,200	
	54	246,100	286,400	370,400	391,500	
	55	247,400	288,700	371,900	392,600	
	56	248,600	291,200	373,400	393,700	
	57	249,900	293,400	374,900	395,100	
	58	251,100	295,900	376,300	396,300	
	59	252,200	298,300	377,700	397,500	
	60	253,400	301,000	379,000	398,800	
	61	254,800	303,400	379,900	400,000	
	62	256,100	305,800	381,100	401,000	
	63	257,300	308,300	382,300	402,400	
	64	258,300	310,700	383,400	403,700	
	65	259,300	313,100	384,300	404,900	
	66	260,700	315,300	385,500	406,000	
	67	262,200	317,400	386,500	407,200	
	68	263,700	319,600	387,600	408,300	
	69	265,300	321,900	388,800	409,300	
	70	266,800	324,000	389,800	410,500	
	71	268,300	326,200	390,900	411,700	
	72	269,800	328,200	392,100	412,900	
	73	271,000	330,400	393,100	413,500	
	74	272,200	332,500	394,200	414,300	
	75	273,500	334,700	395,300	415,000	
	76	274,800	336,900	396,400	415,500	
	77	276,200	338,700	397,300	415,800	
	78	277,300	340,600	398,200	416,200	
再任 用職 員以 外の 職員	79	278,500	342,500	399,200	416,600	
	80	279,700	344,300	400,200	417,000	
	81	281,000	346,100	401,000	417,300	
	82	281,900	347,900	401,800	417,700	
	83	283,100	349,600	402,500	418,100	
	84	284,300	351,400	403,300	418,400	
	85	285,300	352,800	404,000	418,700	
	86	286,200	354,400	404,800	419,100	
	87	287,200	355,900	405,500	419,500	
	88	288,200	357,400	406,200	419,800	
	89	289,300	358,800	406,800	420,100	
	90	290,200	360,100	407,500	420,400	
	91	291,100	361,500	408,000	420,700	
	92	292,000	362,900	408,700	420,900	

93	292,500	364,400	409,100	421,100
94	293,200	365,700	409,500	421,400
95	293,900	367,000	409,800	421,700
96	294,700	368,200	410,100	421,900
97	295,500	369,200	410,400	422,100
98	296,300	370,200	410,700	422,400
99	297,100	371,200	411,000	422,700
100	297,800	372,200	411,200	422,900
101	298,700	373,100	411,400	423,100
102	299,200	374,100	411,700	423,400
103	299,700	375,100	412,000	423,700
104	300,200	376,100	412,200	423,900
105	300,400	376,900	412,400	424,100
106	300,800	377,800	412,700	
107	301,100	378,700	413,000	
108	301,300	379,700	413,200	
109	301,500	380,500	413,400	
110	301,700	381,500	413,700	
111	302,000	382,500	414,000	
112	302,300	383,500	414,200	
113	302,500	384,100	414,400	
114	302,700	385,000	414,700	
115	302,900	385,900	415,000	
116	303,200	386,800	415,200	
117	303,500	387,600	415,400	
118	303,800	388,300	415,700	
119	304,100	389,100	416,000	
120	304,400	389,900	416,200	
121	304,500	390,500	416,400	
122	304,700	391,300		
123	305,000	392,000		
124	305,300	392,700		
125	305,500	393,300		
126	305,800	394,000		
127	306,100	394,500		
128	306,300	395,100		
129	306,500	395,800		
130	306,800	396,400		
131	307,100	396,900		
132	307,300	397,400		
133	307,500	397,700		
134	307,800	398,000		
135	308,100	398,300		
136	308,300	398,600		
137	308,500	398,900		
138		399,200		
139		399,500		
140		399,800		

	141		400,100			
	142		400,400			
	143		400,700			
	144		401,000			
	145		401,200			
	146		401,500			
	147		401,800			
	148		402,000			
	149		402,200			
	150		402,500			
	151		402,800			
	152		403,000			
	153		403,200			
	154		403,500			
	155		403,800			
	156		404,000			
	157		404,200			
	158		404,500			
	159		404,800			
	160		405,000			
	161		405,200			
	162		405,500			
	163		405,800			
	164		406,000			
	165		406,200			
再任用職員		224,000	269,900	296,900	323,200	404,000

備考1 この表は、小学校、中学校及びこれらに準ずる学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2

号給	給料月額
	円
1	393,000
2	453,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

号給	給料月額
	円
1	327,000
2	363,000
3	391,000

別表第3

号給	給料月額
	円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000



# 参 考 资 料

# 参 考 資 料 目 次

## 1 職員給与関係資料

平成27年県職員給与等実態調査の概要	(1)
第1表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	(2)
第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	(3)
第3表 職員の給料表別平均給与月額	(4)
第4表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額	(6)
第5表 職員の扶養手当の支給状況	(6)
第6表 職員の管理職手当の支給状況	(6)
第7表 職員の地域手当の支給状況	(7)
第8表 職員の住居手当の支給状況	(7)
第9表 職員の通勤手当の支給状況	(7)
第10表 職員の単身赴任手当の支給状況	(7)
第11表 職員の給料表別、職務の級別、号給別人員	(8)
第12表 職員と国家公務員の給与比較(ラスパイレス指数)	(25)

## 2 民間給与関係資料

平成27年職種別民間給与実態調査の概要	(26)
第13表 産業別、企業規模別調査事業所数	(28)
第14表 民間における初任給の改定状況	(29)
第15表 民間における定期昇給制度の状況	(30)
第16表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	(31)
第17表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	(32)
第18表 民間における家族手当の支給状況	(42)
第19表 民間における住居手当の支給状況	(42)
第20表 民間における冬季賞与の配分状況	(43)
第21表 民間における公的年金が支給されない再雇用者 (フルタイム勤務)の給与水準の状況	(43)

## 3 生計費関係資料

平成27年4月の標準生計費算定方法	(44)
第22表 福岡市における費目別、世帯人員別標準生計費	(45)

## 4 労働経済関係資料

第23表 労働経済指標	(46)
-------------	------



# 1 職員給与関係資料

## 平成27年県職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった県職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

### 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与検討の資料とするため、平成27年4月における職員の給与等の実態を調査したものである。

### 2 調査対象

平成27年4月1日に在職する職員で、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号）、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第50号）、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第51号）、福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年福岡県条例第76号）及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年福岡県条例第57号）の適用を受ける職員

### 3 調査事項

学歴、年齢、性別、経験年数、適用給料表、職務の級、号給、職名、給料月額、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当及びその他の手当等

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

給料表 \ 区分	適用人員	平均年齢	平均経験年数
全給料表	( 48,772 ) 48,820 人	( 43.4 ) 43.2 歳	( 21.2 ) 21.0 年
行政職給料表	( 8,924 ) 8,893	( 42.9 ) 42.8	( 21.1 ) 21.0
医療職給料表(一)	( 44 ) 42	( 46.1 ) 44.8	( 21.8 ) 20.6
医療職給料表(二)	( 381 ) 362	( 45.5 ) 45.6	( 22.6 ) 22.7
医療職給料表(三)	( 227 ) 231	( 46.9 ) 46.5	( 24.4 ) 24.1
研究職給料表	( 353 ) 350	( 44.0 ) 44.5	( 20.9 ) 21.4
公安職給料表	( 10,702 ) 10,773	( 38.2 ) 38.2	( 16.9 ) 16.9
教育職給料表(二)	( 6,478 ) 6,526	( 46.9 ) 46.6	( 24.2 ) 24.0
教育職給料表(三)	( 21,662 ) 21,642	( 45.1 ) 44.6	( 22.4 ) 22.0
特定任期付職員給料表	( 1 ) 1	( 61.8 ) 62.8	( 41.3 ) 42.3

(注) 1 ( )内は、平成26年の数値である。  
2 再任用職員は含まれていない。以下、第10表まで同じ。

第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全給料表	% ( 75.8 ) 76.1	% ( 9.6 ) 9.4	% ( 14.6 ) 14.5	% ( 0.0 ) 0.0	% ( 60.3 ) 59.9	% ( 39.7 ) 40.1
行政職給料表	( 63.4 ) 63.7	( 8.5 ) 8.5	( 28.0 ) 27.7	( 0.1 ) 0.1	( 65.4 ) 64.5	( 34.6 ) 35.5
医療職給料表(一)	( 100.0 ) 100.0	( - ) -	( - ) -	( - ) -	( 72.7 ) 59.5	( 27.3 ) 40.5
医療職給料表(二)	( 76.6 ) 77.1	( 23.4 ) 22.9	( - ) -	( - ) -	( 54.3 ) 54.7	( 45.7 ) 45.3
医療職給料表(三)	( 64.8 ) 65.8	( 28.6 ) 27.7	( 6.6 ) 6.5	( - ) -	( 2.2 ) 1.7	( 97.8 ) 98.3
研究職給料表	( 98.6 ) 98.6	( 1.1 ) 1.1	( 0.3 ) 0.3	( - ) -	( 85.0 ) 84.6	( 15.0 ) 15.4
公安職給料表	( 53.8 ) 54.3	( 3.9 ) 3.8	( 42.3 ) 41.9	( 0.0 ) 0.0	( 93.8 ) 93.5	( 6.2 ) 6.5
教育職給料表(二)	( 93.8 ) 93.8	( 5.2 ) 5.2	( 1.0 ) 1.0	( - ) -	( 58.1 ) 56.9	( 41.9 ) 43.1
教育職給料表(三)	( 86.1 ) 86.5	( 13.9 ) 13.5	( - ) -	( - ) -	( 42.7 ) 42.5	( 57.3 ) 57.5
特定任期付職員給料表	( - ) -	( - ) -	( 100.0 ) 100.0	( - ) -	( 100.0 ) 100.0	( - ) -

(注) ( )内は、平成26年の数値である。

第3表 職員の給料表別平均給与月額

給与種目 給料表	適用人員	給料月額	給料の調整額		教職調整額		扶養手当		地域手当	初任給調整手当		住居
		平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	
全給料表	人 48,820	円 349,618	人 8,152	円 1,184 ( 7,089 )	人 25,461	円 7,461 ( 14,307 )	人 22,845	円 9,477 ( 20,251 )	円 15,481	人 101	円 156 ( 75,512 )	人 11,314
行政職給料表	8,893	334,743	3,148	1,358 ( 3,837 )	—	—	4,026	9,014 ( 19,912 )	15,349	—	—	2,433
医療職給料表(一)	42	485,031	12	3,114 ( 10,900 )	—	—	17	8,788 ( 21,712 )	80,572	41	147,790 ( 151,395 )	15
医療職給料表(二)	362	361,693	172	6,076 ( 12,788 )	—	—	163	8,402 ( 18,659 )	15,328	60	3,921 ( 23,658 )	89
医療職給料表(三)	231	360,836	58	2,724 ( 10,847 )	—	—	38	3,070 ( 18,663 )	14,352	—	—	41
研究職給料表	350	402,711	11	330 ( 10,491 )	—	—	232	14,526 ( 21,914 )	16,820	—	—	95
公安職給料表	10,773	316,201	1,024	313 ( 3,290 )	—	—	7,064	14,186 ( 21,634 )	14,228	—	—	2,715
教育職給料表(二)	6,526	383,116	2,104	3,392 ( 10,521 )	6,117	14,166 ( 15,113 )	3,145	9,924 ( 20,592 )	16,760	—	—	1,463
教育職給料表(三)	21,642	360,803	1,623	791 ( 10,554 )	19,344	12,560 ( 14,052 )	8,160	7,194 ( 19,080 )	15,640	—	—	4,463
特定任期付職員給料表	1	722,000	—	—	—	—	—	—	27,075	—	—	—

(注) 平均額の欄中、( )内は受給職員の平均額を示す。

手当	通勤手当		単身赴任手当		管理職手当		義務教育等教員 特別手当		へき地手当、 特地勤務手当		産業教育手当、 定時制通信教育手当		合計
	受給 職員 数	平均 額	受給 職員 数	平均 額	受給 職員 数	平均 額	受給 職員 数	平均 額	受給 職員 数	平均 額	受給 職員 数	平均 額	
円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	円
5,942 ( 25,639 )	44,707	10,424 ( 11,383 )	190	113 ( 28,974 )	3,199	3,789 ( 57,823 )	28,019	3,346 ( 5,830 )	202	81 ( 19,497 )	623	239 ( 18,735 )	407,311
6,975 ( 25,493 )	8,329	15,682 ( 16,744 )	16	106 ( 58,875 )	533	4,446 ( 74,178 )	—	—	15	32 ( 18,660 )	—	—	387,705
9,060 ( 25,367 )	34	22,757 ( 28,112 )	—	—	15	40,217 ( 112,607 )	—	—	—	—	—	—	797,329
6,331 ( 25,753 )	346	20,186 ( 21,119 )	1	185 ( 67,000 )	16	3,340 ( 75,569 )	—	—	—	—	—	—	425,462
4,549 ( 25,632 )	223	17,598 ( 18,230 )	—	—	1	217 ( 50,200 )	—	—	—	—	—	—	403,346
7,077 ( 26,074 )	332	21,541 ( 22,709 )	—	—	30	8,106 ( 94,570 )	—	—	—	—	—	—	471,111
6,536 ( 25,936 )	9,135	11,131 ( 13,127 )	148	359 ( 26,155 )	98	917 ( 100,814 )	—	—	2	4 ( 20,318 )	—	—	363,875
5,725 ( 25,538 )	6,105	10,869 ( 11,619 )	1	4 ( 25,000 )	349	3,054 ( 57,115 )	6,503	5,859 ( 5,880 )	—	—	623	1,788 ( 18,735 )	454,657
5,271 ( 25,562 )	20,202	7,334 ( 7,856 )	24	28 ( 25,000 )	2,157	5,075 ( 50,922 )	21,516	5,782 ( 5,816 )	185	167 ( 19,556 )	—	—	420,645
—	1	22,800 ( 22,800 )	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	771,875

第4表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額

給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合計
円	円	円	円	円	円	円
339,020	9,176	15,539	6,989	5,356	78	376,158

(注) 1 民間給与との比較を行う職員は、行政職給料表適用職員のうち、福祉職及び海事職の職員、本年度の新規学卒の採用者等を除く職員である(職員数 8,369名 平均年齢 43.2歳 平均経験年数 21.4年)。  
 2 給料には、給料の調整額を含む。  
 3 その他は、単身赴任手当及びへき地手当である。

第5表 職員の扶養手当の支給状況

区分 扶養親族数	受給職員数	扶養親族である配偶者	扶養親族である子	配偶者、子以外の扶養親族	特定期間(16~22歳)の子
1人	7,683人	3,610人	3,454人	619人	1,729人
2人	7,380	3,410	10,853	497	4,409
3人	5,682	4,334	12,425	287	3,627
4人	1,837	1,639	5,485	224	1,235
5人	232	216	866	78	209
6人以上	31	26	149	21	30
合計	22,845	13,235	33,232	1,726	11,239

(注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。  
 2 受給職員1人当たりの平均扶養親族数は、2.1人である。

第6表 職員の管理職手当の支給状況

機関等	1種	2種	3種	4種	5種	6種	受給職員計	受給職員1人当たり支給額
本庁・出先機関	本庁の部長	本庁の次長	本庁の課長	本庁の副課長	出先の副所長			
公立学校					校長	副校長 教頭 事務長		
受給職員数	24人	97人	250人	177人	1,237人	1,414人	3,199人	

第7表 職員の地域手当の支給状況

支給割合	18%	15%	13%		5%	3.75%	計
地域区分	東京都特別区	大阪市	名古屋市	東京都府中市	福岡市	福岡市を除く福岡県内の地域	
人員(構成比)	41 (0.1%)	4 (0.0%)	2 (0.0%)	1 (0.0%)	15,866 (32.5%)	32,906 (67.4%)	48,820 (100.0%)
職員1人当たり支給額	58,420	52,561	45,136	46,488	18,081	14,167	15,481

第8表 職員の住居手当の支給状況

区分 受給職員数	借家・借間における家賃等の額		
	23,000円まで	23,000円を超え 55,000円まで	55,000円を超えるもの
11,314	26	4,416	6,872
100.0	0.2	39.0	60.8

(注) 受給職員数には、単身赴任手当受給職員で配偶者等の住居手当を受給している職員16人を含む。

第9表 職員の通勤手当の支給状況

区分 受給職員数	交通機関等	交通用具	交通機関等・交通用具併用者
	利用者	利用者	併用者
44,707	8,331	33,030	3,346
100.0	18.6	73.9	7.5

第10表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給職員計	受給職員1人当たり支給額
	100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上		
受給職員数	161	10	—	1	—	1	15	1	1	—	—	190	28,974

第11表 職員の給料表別、職務の級別、号給別人員

その1 行政職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										
3										2
4										
5		54								3
6		12								
7		50								1
8		37								
9	16	108	7					1		1
10	10	22	1							
11	9	71								
12	1	40							1	
13	13	74	51						1	
14	6	28	28							1
15	9	56	24							
16	6	31	29						3	
17	29	27	45						3	
18	13	7	16			1				
19	10	10	32				1		1	
20	6	5	21							
21	33	87	48	1			1			
22	13	29	25	1						
23	24	41	18	8			1			
24	5	22	26	1						
25	29	55	49	3						
26	13	28	23	1			1			
27	44	32	15	4						
28	11	27	30	2						
29	87	4	65	4				2		
30	20	5	34	4		1		1		
31	59		17	6		1		6		
32	19	1	15	5			8	5		
33	64	3	47	16			1	9	1	
34	28	4	30	10		1		4		
35	51		35	18		1	4	4		
36	28	1	30	17			4	8		
37	21	2	51	27		1	11	2		
38	14		40	15			14	3		
39	4		23	14		1	32	1		
40	9		26	24		1	12	4		
41	1		57	26		1	17	1		
42	1	1	40	36			16	3		
43			39	24			16	2		
44	2		22	45			17	1		
45		1	59	57		2	27	3		
46	2		32	42	2	1	27			
47			29	67			35			
48			21	23		2	21			
49		1	69	89		3	22			
50			22	53		3	27			
51			25	83		6	12			
52			17	57	1	8	26			
53			29	65		9	13			
54			14	49		51	8			
55			10	86		27	3			
56			16	60		18	16			
57			20	62		9	8			
58			14	26		29	5			
59			35	34		71	1			
60			16	14		100	8			
61			7	67		14	23			
62			5	50	1	32				
63			6	44	1	60				
64			4	43	1	45				



級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
65			4	69		83				
66			7	60	2	31				
67			3	47		21				
68			5	89	1	14				
69			5	52	1	19				
70			2	67	1	21				
71			2	73		32				
72			10	85	86	38				
73			2	57	19	43				
74			2	62	9	54				
75			3	63	3	60				
76			3	80	20	78				
77			4	56	41	63				
78			4	48	17	63				
79			2	69	22	48				
80			2	85	27	34				
81			2	24	52	53				
82			4	35	40	17				
83			1	26	32	21				
84			8	27	33	10				
85			5	25	24	11				
86			2	20	20	5				
87			1	33	9	4				
88			1	30	8	4				
89			1	19	4	3				
90			1	15	4					
91			2	23	11					
92			3	14	12					
93			4	18	23					
94			2	15	12					
95				29	18					
96				14	21					
97			1	11	12					
98			1	26	19					
99				31	35					
100			4	25	6					
101			1	19	7					
102				19	5					
103			2	17	2					
104			1	21						
105			1	30	3					
106			1	18						
107				11						
108			1	9						
109			2	4						
110			1	3						
111			1	6						
112										
113			9	1						
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計	710	976	1,632	3,063	667	1,329	438	60	10	8

適用職員数	8,893人
-------	--------

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。以下本表の各表について同じ。

その2 医療職給料表(一)適用職員

級 号 給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15	2			
16				
17				
18				
19	2	2		
20		1		
21				
22			1	
23				
24				
25				
26				
27	1			
28		1		
29				
30				
31	1	1		
32				
33		1		
34				
35				
36		1		
37				
38				
39				
40				
41				
42			1	
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				1
50				
51			2	1
52				
53				
54				2
55				1
56			1	

級 号 給	1	2	3	4
57				2
58				
59			2	2
60				
61			1	2
62				1
63				
64				1
65				2
66				
67				
68				
69				
70			1	
71				
72			1	
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79			1	
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89			3	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	6	7	14	15

適用職員数	42人
-------	-----

その3 医療職給料表(二)適用職員

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								1
14								1
15			1					
16								
17		1	3					
18								
19		5	3		1			
20								
21		1	2					
22								
23		5	3					
24								
25			1					
26								
27		1	2					
28								
29		1	1	1				
30				1				
31		4	2	2			1	
32		1					1	
33			2	1				
34		2	1		1		4	
35		1	3	2	3		1	
36				1	1		2	
37		1	1	2			2	
38			1		1		1	
39		1	3		9			
40				2	3		3	
41		1		1	2		2	
42				2				
43				5	5			
44				1	3			
45					2			
46				2	1			
47		1		3	1			
48				1	2	2		
49				1	1			
50				3	6	1	1	
51				2	5	2		
52					2	1		
53				1	3	5		
54					3			
55				1	3			
56				1				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
57					2			
58						3		
59					3			
60					2	1		
61					10	1		
62					1	1		
63					2	4		
64						3		
65					5	1		
66					2	2		
67					5	1		
68					2	6		
69					5	1		
70					1	7		
71					2	10		
72					1	5		
73					3	8		
74					3	5		
75					5	1		
76					6	3		
77					7	1		
78					4			
79					1			
80					5			
81					3			
82					9			
83					5			
84					3			
85					1			
86					1			
87					4			
88								
89					3			
90					1			
91					3			
92								
93					1			
94					2			
95								
96					1			
97					4			
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計	0	26	29	36	176	75	18	2

適用職員数	362人
-------	------

その4 医療職給料表(三)適用職員

級 号 給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9		1				
10						
11						
12						
13			1			
14						
15						
16			2			
17						
18			1			
19		6				
20						
21		1			1	
22		1				
23		1	1			
24						
25			2			
26		1				
27		3				
28						
29			1			
30						
31		2			1	
32		1			1	
33		1				
34						1
35						1
36					1	
37					2	
38					3	
39						
40					1	
41					3	
42			2		1	
43			1		2	
44						
45			1		4	
46			2			
47						
48						1
49			1			
50			2		2	1
51					2	1
52						2
53						3
54						4
55			2			1
56						2
57					1	2
58					2	1
59			1		1	1
60					1	3
61			1		1	1
62						1
63						2
64			1			2
65					1	1
66			1		1	
67					2	2
68						1
69					3	2
70						2
71						1
72						2
73			1			1
74						
75					1	4
76						1
77					1	1
78					1	5
79						2
80						2
81					3	4
82						
83			1			5
84						

給 号	1	2	3	4	5	6
85				1	4	
86					1	
87						
88						
89					2	
90						
91						
92						
93					2	
94				1	1	
95					3	
96				1	2	
97					1	
98					5	
99					6	
100					4	
101					3	
102					2	
103					4	
104					6	
105					3	
106					4	
107					1	
108						
109				1		
110						
111						
112				1		
113						
114						
115						
116				1		
117						
118						
119						
120						
121				8		
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	18	25	54	108	26

適用職員数	231人
-------	------

その5 研究職給料表適用職員

級 号 給	1	2	3	4	特4	5
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6					1	
7					8	
8					3	
9					3	
10					1	
11					3	
12					3	
13					3	
14					2	
15					2	
16						
17		2	5		1	
18					3	
19			1		1	
20			1		1	
21		3	6			
22			3			
23			1			
24						
25			3			
26		1				
27						
28						1
29		2	5			4
30			3			
31		3	3			3
32			2			3
33		1	2			1
34			3			2
35		4	1			
36			2	10		1
37		6				
38		2	1	1		2
39		1		2		1
40			4	3		1
41		3	5			2
42		1	3	3		2
43		2		2		1
44			1	3		
45		7	5	2		1
46		1		5		1
47		2	4	2		1
48			2	3		1
49			3			1
50				9		1
51			4	5		2
52			2	3		
53			2	4		1
54			2	2		1
55				4		1
56			1	3		
57			1	4		
58				4		
59				3		
60				5		
61		1		7		
62				5		
63				3		
64				6		
65				4		
66				1		
67				6		
68				1		



級 号 給	1	2	3	4	特4	5
69				1		
70				2		
71				4		
72				4		
73				3		
74						
75						
76						
77					3	
78						
79						
80						
81				1	1	
82				1		
83						
84						
85					2	
86						
87					3	
88						
89					5	
90						
91						
92						
93					1	
94						
95						
96						
97					4	
98						
99					2	
100						
101					2	
102						
103					1	
104						
105						
106						
107						
108						
109					1	
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125					1	
126						
127						
128						
129						
計	0	42	81	131	61	35

適用職員数	350人
-------	------

その6 公安職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									
2									
3									
4									
5									
6							1		
7									
8									
9	2								
10	12								
11	66								
12	16								
13	14								
14	21								
15	6								
16	3								
17	67						1		
18	18								
19	12								
20	14						1		
21	47	1							
22	12		2						
23	20								
24	37				1				
25	167	12			1				
26	27	8			1				
27	23	161			1				
28	24	49			1				
29	74	59			2				
30	30	39			2				
31	161	156		4					
32	59	78		8	2				
33	46	84		16	8				
34	27	61		12	2				
35	29	131		19	3				1
36	14	70	2	24	1				17
37	7	107	47	33	2				2
38	7	56	26	24	1				3
39	14	109	54	16					1
40	11	61	47	23	6		1		6
41	1	115	70	18	2	4			5
42	1	71	40	33	3	2			
43	2	119	78	27	2	5			9
44		71	65	34	5	5			1
45	1	105	80	26	30	11	3		7
46		70	55	36	14	7	2	5	
47	2	141	70	28	24	9	1	5	
48	1	74	57	48	18	8	3	7	
49		58	114	27	33	7	3	12	6
50		61	96	69	31	5		1	2
51		53	63	70	21	7	4	3	2
52		33	96	72	12	2	1		1
53		56	67	68	18	6	4		15
54		39	99	51	18	3	5		
55		45	69	80	20	6	7	12	
56		28	81	40	21	4	14	1	
57		45	84	61	13	2	8	12	
58		41	72	54	17	2	8	3	
59		39	78	42	13	6	6	6	
60		28	71	68	19	4	6	2	
61		1	62	55	17	2	12	12	
62			69	44	8	1	9	3	
63			58	59	14	4	33	1	
64			54	43	12	2	8	4	
65			12	58	19	4	18	2	
66			10	37	15	1	9	1	
67			9	63	10	3	10	8	
68		1	3	53	14		7	2	
69			5	27	21	2	12	3	
70			6	22	17		2	1	
71			4	38	14	4		7	
72			5	21	31	2	2	5	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
73			8	21	41	2	3	31	
74			7	17	24	1	7		
75			4	20	27	4	3		
76			3	23	34	2	2		
77			6	16	34	7	5		
78			4	19	26	5	11		
79			2	14	31	5	10		
80			3	11	35	6	4		
81			3	21	27	5	5		
82			4	13	34	3	4		
83			9	23	26	7	3		
84			4	20	29	5	5		
85			3	14	19	6	20		
86			2	2	16	8			
87			1	14	19	22			
88			2	13	20	4			
89			1	13	26	14			
90			3	7	36	9			
91			2	11	26	11			
92			1	16	29	10			
93			3	11	29	11			
94			2	13	45	7			
95			3	17	48	7			
96			1	12	40	13			
97			1	12	237	40			
98				18					
99			2	9					
100				7					
101			1	9					
102				9					
103				16					
104			1	17					
105			1	15					
106			1	9					
107				14					
108			1	10					
109				17					
110				11					
111				19					
112				9					
113				20					
114				16					
115			1	27					
116			2	33					
117				33					
118				40					
119				33					
120				33					
121				29					
122				33					
123			1	26					
124				20					
125				20					
126			1	23					
127			1	14					
128			1	12					
129				4					
130				11					
131				7					
132				5					
133				7					
134			1	2					
135				2					
136				5					
137			1	23					
138									
139									
140									
141			1						
142									
143									
144									
145									
計	1,095	2,536	2,079	2,691	1,518	344	283	149	78

適用職員数	10,773人
-------	---------

その7 教育職給料表(二)適用職員

級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		35			
6					
7		7			
8		2			
9		43			
10		3			
11		8			
12		4			
13		43			
14		3			
15		12			
16		3			
17		44			
18		2			
19		16			
20		3			
21		53			
22		2			
23		30			1
24		10			
25		41			
26		10			
27		15			
28		10			2
29		45			2
30		9			9
31	1	17			6
32		16			6
33		56			4
34		7			1
35		22			7
36		14			8
37		40			10
38		6			9
39		27			17
40		15			6
41		52			8
42	1	7		1	11
43	1	23			12
44		16			8
45		45			7
46		11			3
47		22		1	4
48		18			4
49		52			9
50		10			
51		28		1	
52		18			
53		38			
54		19	1	1	
55	1	23	1	2	
56		17		5	
57	2	42	1	4	
58		20		6	
59		23	1	9	
60		22	2	9	
61		39	4	14	
62		21	2	15	
63	1	22	2	5	
64		21	2	9	
65		30	6	11	
66		24		13	
67		28	2	10	
68		20		7	
69	1	40	4	18	
70		31	1	14	
71	1	30		6	
72		28	1	11	
73	1	36	6	6	
74	1	32	2	8	
75	1	31	10	9	
76		16	6	11	
77		45	9	4	
78		25	2	8	
79		37	9	2	
80		19		3	
81	1	49	7	4	
82	1	25	9	4	
83	1	48	8	3	
84		31	9	2	
85	1	60	15	2	
86		23	12	1	
87		42	12	2	
88		18	10		

級	1	2	特2	3	4
号 給					
89	人	人	人	人	人
90		62	10	1	
91	2	29	19		
92	1	35	14		
93	3	21	18		
94		69	16		
95		33	11		
96		54	9		
97	1	25	21		
98	1	44	12		
99	1	26	8		
100	1	56	10		
101		28	18		
102		31	13		
103	2	24	13		
104	1	40	11		
105	2	29	10		
106		40	9		
107	2	55	5		
108		38	8		
109	2	51	4		
110	2	60	6		
111	2	42	3		
112		62	2		
113	2	76	1		
114	1	54			
115		76			
116		56			
117		81			
118		73			
119	1	103			
120		42			
121	1	119			
122		37			
123		24			
124	1	20			
125		78			
126		120			
127		64			
128		90			
129		111			
130		75			
131		94			
132		107			
133	1	85			
134		134			
135		113			
136		98			
137	3	115			
138	1	99			
139		98			
140		83			
141		71			
142		46			
143		59			
144		36			
145		44			
146		27			
147		29			
148		9			
149		11			
150		4			
151		1			
152					
153		6			
154					
155					
156	1				
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
170					
171					
172					
173					
174					
175					
176	1				
177	1				
計	51	5,672	407	242	154

適用職員数	6,526人
-------	--------

その8 教育職給料表(三)適用職員

級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11		1			
12					
13					
14					
15					
16					
17		284			
18					
19		44			1
20		12			
21		283			9
22		4			23
23		62			47
24		19			32
25		305			36
26		13			40
27		66			31
28		35			42
29		335	2		46
30		20			43
31		74			43
32		52			37
33		330			43
34		23			22
35		119			32
36		54	1		31
37		267			43
38		42	1		41
39		139	1		47
40		70	1		43
41		258	3		50
42		46			44
43		140			46
44		63	1		41
45		241	1		40
46		59			27
47		125	2		16
48		66	3		23
49		218	2		59
50		60	8		
51		117	6		
52		72	3		
53		214	4		
54		45	2		
55		99	4	1	
56		85	9	1	
57		225	11		
58		72	10		
59		117	8		
60		83	1	1	
61		201	6		
62		55	3		
63		125	7	1	
64		121	4	1	
65		157	8		
66		91	5	3	
67		109	11	9	
68		115	5	4	
69		148	16	11	
70		93	3	4	
71		94	13	8	
72		110	10	15	
73		132	10	24	
74		81	10	43	
75		106	24	38	
76		95	15	42	
77		82	16	52	
78		95	12	87	
79		85	24	22	
80		78	15	64	
81		97	32	50	
82		69	29	48	
83		96	35	46	
84		84	42	44	

級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
85		97	49	49	
86		59	48	46	
87		91	37	31	
88		64	52	54	
89		90	37	58	
90		83	46	41	
91		76	34	34	
92		63	42	34	
93		77	32	38	
94		64	48	28	
95		62	27	19	
96		61	57	17	
97		77	42	14	
98		52	26	7	
99		89	31	7	
100		53	40	5	
101		69	23	1	
102		34	27	3	
103		55	30	4	
104		44	32	1	
105		69	23	13	
106		34	21		
107		77	23		
108		45	16		
109		84	17		
110		57	12		
111		109	7		
112		71	2		
113		81	3		
114		74	1		
115		135			
116		63			
117		135			
118		138			
119		110			
120		161			
121		151			
122		133			
123		186			
124		195			
125		141			
126		210			
127		176			
128		199			
129		210			
130		206			
131		126			
132		242			
133		85			
134		88			
135		81			
136		183			
137		260			
138		160			
139		236			
140		262			
141		230			
142		320			
143		354			
144		292			
145		463			
146		353			
147		311			
148		365			
149		269			
150		298			
151		201			
152		208			
153		145			
154		125			
155		68			
156		66			
157		45			
158		37			
159		14			
160		11			
161		14			
162		2			
163		2			
164		2			
165		12			
計	0	18,117	1,324	1,123	1,078

適用職員数	21,642人
-------	---------

その9 特定任期付職員給料表適用職員

号 給	人 員
1	人
2	
3	
4	
5	
6	1
7	

適用職員数	1人
-------	----

その10 再任用職員の適用給料表別、級別人員

1 フルタイム勤務職員

給 料 表	計	級											
		1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10	
全 給 料 表	人 686	人 11	人 362	人	人 80	人 220	人 13	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	261				75	176	10						
医療職給料表(二)	21					18	3						
医療職給料表(三)	10				2	8							
研究職給料表	6					6							
公安職給料表	15				3	12							
教育職給料表(二)	173	11	162										
教育職給料表(三)	200		200										

2 短時間勤務職員

給 料 表	計	級											
		1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10	
全 給 料 表	人 301	人	人 165	人 2	人 39	人 94	人 1	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	114				31	83							
医療職給料表(二)	5				1	4							
医療職給料表(三)	10				7	3							
研究職給料表													
公安職給料表	5					4	1						
教育職給料表(二)	67		65	2									
教育職給料表(三)	100		100										

適用職員数(1+2)	987人
------------	------



第12表 職員と国家公務員の給与比較（ラスパイレス指数）

区 分	指 数	
	国家公務員	職 員
平成26年4月	100.0	101.8

(注) 1 「平成26年地方公務員給与実態調査」(総務省)による。

2 ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料額(本給)と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額(本給)とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し、算出したもので、国を100としたものである。

## 2 民間給与関係資料

### 平成27年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本人事業委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成27年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### 2 調査機関

本人事業委員会並びに人事院、北九州市人事委員会及び福岡市人事委員会 ほか

#### 3 調査の範囲

##### (1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の福岡県内の民間事業所2,006事業所

##### (2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

#### 4 調査対象の抽出

##### (1) 標本事業所の抽出

3の(1)に記載した事業所を産業、規模等によって43層に層化し、これから525事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

##### (2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

## 5 集 計

### (1) 調査実人員

18,661人(うち初任給関係1,122人)であるが、行政職に相当する調査実人員は16,283人である。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は117,711人であり、うち、行政職に相当するものは75,317人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

## 6 そ の 他

(1) 表中「－」とあるのは、該当従業員又は該当事業所のないことを示す。

(2) 年齢は平成27年4月1日現在における満年齢である。

(3) 「きまって支給する給与」とは、基本給はもとより、年齢給、勤続給、地域給、能率給、家族手当、住宅手当、役付手当、精勤手当、職務手当、通勤手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日出勤手当等月ごとに支給されるすべての給与を含めたものをいう。

(4) 「時間外手当」とは、きまって支給する給与総額に含まれ、超過勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当等の時間外手当をいう。

(5) 第17表には、初任給関係職種に該当する従業員は含まれていない。

第13表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模 産業	規模計	3,000人 以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	461	81	75	42	186	77
農業、林業、漁業	0	0	0	0	0	0
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	39	7	9	5	9	9
製造業	148	16	28	17	58	29
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	110	37	14	5	37	17
卸売業、小売業	55	10	10	5	25	5
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	18	7	1	2	6	2
教育、学習支援業、医療、 福祉、サービス業	91	4	13	8	51	15

(注) 上記調査事業所のほか、企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が9所、調査不能の事業所が55所あった。

第14表 民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	項目	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
				増額	据置き	減額	
			%	%	%	%	%
大学卒		規模計	29.7	(32.8)	(66.5)	(0.7)	70.3
		500人以上	30.1	(51.1)	(48.9)	(0.0)	69.9
		100人以上 500人未満	35.1	(18.2)	(80.4)	(1.4)	64.9
		50人以上 100人未満	14.2	(26.8)	(73.2)	(0.0)	85.8
高校卒		規模計	13.1	(40.1)	(59.9)	(0.0)	86.9
		500人以上	9.3	(66.7)	(33.3)	(0.0)	90.7
		100人以上 500人未満	17.4	(31.6)	(68.4)	(0.0)	82.6
		50人以上 100人未満	11.8	(17.6)	(82.4)	(0.0)	88.2

(注) ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第15表 民間における定期昇給制度の状況

役職 段階	企業規模	項目				定期昇給 制度なし
		定期昇給 制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係 員	規 模 計	89.2 %	45.5 %	75.4 %	43.8 %	10.8 %
	500人以上	95.5	42.1	78.6	51.4	4.5
	100人以上 500人未満	88.5	49.9	73.0	41.3	11.5
	50人以上 100人未満	70.8	44.8	70.3	20.3	29.2
課長級	規 模 計	80.9	36.0	78.0	45.1	19.1
	500人以上	79.8	27.6	80.4	51.0	20.2
	100人以上 500人未満	86.8	44.0	75.4	42.5	13.2
	50人以上 100人未満	64.1	40.9	78.7	26.0	35.9

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第16表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計			
		500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	
新卒事務員・技術者計	大学卒	円 198,499	円 207,348	円 189,752	円 187,852
	短大卒	171,918	175,359	169,087	* 163,216
	高校卒	157,170	161,514	154,355	156,654
新卒事務員	大学卒	196,641	206,052	186,878	* 184,595
	短大卒	169,567	173,300	167,559	* 163,216
	高校卒	157,128	161,870	155,078	* 153,944
新卒技術者	大学卒	202,281	210,169	195,764	191,209
	短大卒	175,132	177,354	171,518	—
	高校卒	157,223	161,088	153,300	* 159,364
準新卒医師	大学卒	x	x	—	—
準新卒薬剤師	大学卒	* 238,450	* 238,450	—	—
準新卒診療放射線技師	養成所卒	x	x	—	—
新卒栄養士	短大卒	—	—	—	—
準新卒看護師	養成所卒	194,906	* 196,947	* 188,818	—
準新卒准看護師	養成所卒	159,714	* 170,740	* 152,776	* 159,810
新卒研究員	大学卒	—	—	—	—
新卒高等学校教諭	大学卒	x	—	x	—

- (注) 1 「\*」は、調査事業所数が5事業所以下、「x」は、調査事業所が1事業所であることを示す。  
 2 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。  
 3 「準新卒」とは、平成26年度中に資格免許を取得し、平成27年4月までの間に採用された場合をいう。  
 ただし、準新卒医師は、平成24年3月大学卒業後、平成24年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成27年4月までの間に採用された者をいう。

第17表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成27年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給する 給 与 (A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
支店長	43人	52.2歳	710,267円	233円	710,034円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表2企業規模500人以上、本表3企業規模100人以上500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
大学卒	29	53.4	727,793	0	727,793		
短大卒	6	50.0	750,567	1,675	748,892		
高校卒	8	49.3	616,514	0	616,514		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	20	55.4	776,295	0	776,295	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	14	55.0	783,253	0	783,253		
短大卒	2	56.5	648,485	0	648,485		
高校卒	4	56.3	815,850	0	815,850		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	446	52.0	649,763	1,778	647,985	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	344	51.9	671,708	1,605	670,103		
短大卒	28	50.8	628,683	0	628,683		
高校卒	72	52.9	557,453	3,344	554,109		
中学卒	2	50.5	493,490	0	493,490		
技術部長	382	52.3	666,083	1,250	664,833	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同 上
大学卒	298	52.2	681,784	795	680,989		
短大卒	34	51.1	670,474	334	670,140		
高校卒	50	53.1	569,519	4,586	564,933		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	135	50.7	602,175	7,171	595,004	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同 上
大学卒	102	50.5	604,058	8,002	596,056		
短大卒	6	49.5	665,090	0	665,090		
高校卒	27	51.8	581,081	5,630	575,451		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	121	51.3	662,452	7,464	654,988	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
大学卒	85	50.7	693,004	8,524	684,480		
短大卒	10	51.4	611,905	0	611,905		
高校卒	26	53.2	582,012	6,869	575,143		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	1,041	48.2	554,251	8,265	545,986	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
大学卒	720	47.8	566,532	6,185	560,347		
短大卒	89	47.7	540,728	9,724	531,004		
高校卒	230	49.8	522,684	14,288	508,396		
中学卒	2	52.5	365,411	0	365,411		
技術課長	888	48.6	575,271	5,473	569,798	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
大学卒	581	48.1	595,158	3,648	591,510		
短大卒	92	47.3	546,910	8,220	538,690		
高校卒	213	50.7	534,827	8,528	526,299		
中学卒	2	51.5	409,945	84,000	325,945		



関	事務課長代理	248 人	46.7 歳	515,876 円	32,380 円	483,496 円	上記課長に事故等のあるときの職務代行者	同	上
	大学卒	151	45.0	530,630	33,915	496,715			
係	短大卒	23	46.6	506,703	54,502	452,201	課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者	同	上
	高校卒	74	50.2	488,620	22,373	466,247			
職	中学卒	—	—	—	—	—	課長に直属し部下4人以上を有する者	同	上
	技術課長代理	108	45.6	487,632	13,217	474,415			
種	大学卒	62	43.3	491,605	9,863	481,742	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	同	上
	短大卒	13	44.9	476,696	34,119	442,577			
種	高校卒	33	50.2	484,478	11,285	473,193	中間職(課長—係長間)	同	上
	中学卒	—	—	—	—	—			
種	事務係長	1,259	44.5	444,261	46,918	397,343	係の長及び係長級専門職	同	上
	大学卒	702	42.7	452,181	49,095	403,086			
種	短大卒	124	44.7	390,167	35,117	355,050	係の長及び係長級専門職	同	上
	高校卒	428	47.4	447,148	46,164	400,984			
種	中学卒	5	46	426,718	98,524	328,194	係の長及び係長級専門職	同	上
	技術係長	1,213	44.8	505,342	68,926	436,416			
種	大学卒	709	43.2	519,917	71,851	448,066	係長等のいる事業所における主任	同	上
	短大卒	133	44.9	481,391	59,749	421,642			
種	高校卒	368	47.9	486,078	66,652	419,426	係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者	同	上
	中学卒	3	51.3	485,491	63,365	422,126			
種	事務主任	892	40.3	376,957	51,862	325,095	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任	同	上
	大学卒	413	38.0	379,400	51,618	327,782			
種	短大卒	102	41.0	340,515	40,652	299,863	中間職(係長—係員間)	同	上
	高校卒	370	42.7	385,098	55,015	330,083			
種	中学卒	7	40.1	333,502	62,877	270,625	中間職(係長—係員間)	同	上
	技術主任	891	40.8	457,406	82,280	375,126			
種	大学卒	460	38.7	449,440	87,932	361,508	中間職(係長—係員間)	同	上
	短大卒	94	41.0	425,152	67,586	357,566			
種	高校卒	336	43.7	477,823	78,746	399,077	中間職(係長—係員間)	同	上
	中学卒	*	*	*	*	*			
種	事務係員	4,674	36.4	302,073	36,266	265,807	同	上	
	大学卒	2,334	33.4	315,690	42,281	273,409			
種	短大卒	796	38.7	289,323	30,492	258,831	同	上	
	高校卒	1,527	39.6	288,410	30,062	258,348			
種	中学卒	17	40.5	256,681	38,142	218,539	同	上	
	技術係員	2,878	35.2	359,629	69,283	290,346			
種	大学卒	1,694	33.7	371,366	76,699	294,667	同	上	
	短大卒	419	35.8	341,913	63,889	278,024			
種	高校卒	752	38.3	343,378	55,879	287,499	同	上	
	中学卒	13	44.3	341,266	52,006	289,260			

(注)「\*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

2 企業規模500人以上

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成27年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給する 給 与 (A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
事 務	支店長	43人	52.2歳	710,267円	233円	710,034円	行政職 9級、10級
	大学卒	29	53.4	727,793	0	727,793	
	短大卒	6	50.0	750,567	1,675	748,892	
	高校卒	8	49.3	616,514	0	616,514	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	工場長	15	54.7	781,660	0	781,660	
	大学卒	11	54.1	769,227	0	769,227	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	4	56.3	815,850	0	815,850	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務部長	287	51.6	707,966	1,451	706,515	
	大学卒	235	51.7	720,190	1,642	718,548	
短大卒	22	50.1	670,635	0	670,635		
高校卒	30	51.9	639,592	1,027	638,565		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	287	52.4	712,249	859	711,390		
大学卒	242	52.4	717,273	971	716,302		
短大卒	27	51.3	700,659	420	700,239		
高校卒	18	53.7	662,083	0	662,083		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	79	51.3	684,150	681	683,469		
大学卒	61	50.7	684,507	338	684,169		
短大卒	5	50.0	694,508	0	694,508		
高校卒	13	54.4	678,494	2,559	675,935		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	95	51.6	710,410	2,178	708,232		
大学卒	75	50.7	719,371	2,578	716,793		
短大卒	6	51.8	696,608	0	696,608		
高校卒	14	55.9	668,319	972	667,347		
中学卒	—	—	—	—	—		
技 術	事務課長	791	48.0	593,529	8,077	585,452	行政職 7級、8級
	大学卒	578	47.4	597,641	6,565	591,076	
	短大卒	70	47.2	572,082	10,799	561,283	
	高校卒	142	50.7	588,768	12,947	575,821	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	技術課長	705	48.6	607,816	2,664	605,152	
	大学卒	497	48.0	618,040	2,040	616,000	
	短大卒	67	47.1	593,622	7,665	585,957	
	高校卒	141	51.3	578,521	2,486	576,035	
	中学卒	—	—	—	—	—	

関	事務課長代理	157 人	45.7 歳	564,813 円	48,972 円	515,841 円	上記課長に事故等のあるときの職務代行者	行政職 5級、6級
	大学卒	102	43.8	572,193	49,112	523,081		
係	短大卒	15	47.1	529,797	79,901	449,896	課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者	行政職 5級、6級
	高校卒	40	50.0	559,125	37,017	522,108		
職	中学卒	—	—	—	—	—	課長に直属し部下4人以上を有する者	行政職 5級、6級
	技術課長代理	77	45.5	509,923	10,283	499,640		
種	大学卒	42	41.9	515,282	7,780	507,502	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	行政職 3級、4級
	短大卒	8	45.8	518,376	24,063	494,313		
種	高校卒	27	51.1	499,081	10,091	488,990	中間職(課長—係長間)	行政職 3級、4級
	中学卒	—	—	—	—	—		
種	事務係長	757	44.7	503,886	60,325	443,561	係の長及び係長級専門職	行政職 3級、4級
	大学卒	461	43.1	501,925	60,764	441,161		
種	短大卒	54	45.6	454,468	47,180	407,288	係の長及び係長級専門職	行政職 3級、4級
	高校卒	240	47.6	519,304	62,109	457,195		
種	中学卒	2	50	440,192	100,190	340,002	係の長及び係長級専門職	行政職 3級、4級
	技術係長	964	45.1	534,046	71,639	462,407		
種	大学卒	612	43.6	539,563	73,010	466,553	係長等のいる事業所における主任	行政職 2級 (一部は3級、4級)
	短大卒	103	45.3	511,975	61,529	450,446		
種	高校卒	247	48.7	529,627	72,487	457,140	係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者	行政職 2級 (一部は3級、4級)
	中学卒	2	50.0	528,403	68,464	459,939		
種	事務主任	530	40.4	424,761	67,223	357,538	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任	行政職 2級 (一部は3級、4級)
	大学卒	261	38.1	415,964	67,246	348,718		
種	短大卒	49	42.3	391,288	53,337	337,951	中間職(係長—係員間)	行政職 2級 (一部は3級、4級)
	高校卒	219	42.6	442,855	70,230	372,625		
種	中学卒	*	*	*	*	*	中間職(係長—係員間)	行政職 2級 (一部は3級、4級)
	技術主任	673	41.3	491,768	90,961	400,807		
種	大学卒	374	39.4	474,971	97,318	377,653	中間職(係長—係員間)	行政職 2級 (一部は3級、4級)
	短大卒	77	40.8	442,998	72,369	370,629		
種	高校卒	222	44.7	536,982	86,700	450,282	中間職(係長—係員間)	行政職 2級 (一部は3級、4級)
	中学卒	—	—	—	—	—		
種	事務係員	2,616	36.4	327,515	44,627	282,888	行政職 1級	行政職 1級
	大学卒	1,424	33.0	330,816	50,494	280,322		
種	短大卒	414	39.5	316,315	39,308	277,007	行政職 1級	行政職 1級
	高校卒	773	40.8	328,057	36,750	291,307		
種	中学卒	5	42.8	230,696	31,665	199,031	行政職 1級	行政職 1級
	技術係員	1,803	35.2	383,617	79,598	304,019		
種	大学卒	1,098	33.9	398,542	90,222	308,320	行政職 1級	行政職 1級
	短大卒	242	34.6	358,835	73,010	285,825		
種	高校卒	454	38.5	360,922	57,672	303,250	行政職 1級	行政職 1級
	中学卒	9	41.2	373,993	66,652	307,341		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平 成 2 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	— 人	— 歳	— 円	— 円	— 円	構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）	行政職 7級、8級
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒 中学卒	— —	— —	— —	— —	— —		
工場長	5	57.6	760,202	0	760,202	構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）	
大学卒	3	58.3	834,680	0	834,680		
短大卒	2	56.5	648,485	0	648,485		
高校卒 中学卒	— —	— —	— —	— —	— —		
事務部長	139	52.6	553,736	2,244	551,492	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	
大学卒	99	52.2	573,821	1,679	572,142		
短大卒	6	53.2	474,856	0	474,856		
高校卒 中学卒	33 *	53.4 *	510,222 *	4,411 *	505,811 *		
技術部長	64	52.3	539,309	3,612	535,697	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	
大学卒	39	52.4	549,536	50	549,486		
短大卒	7	50.4	554,047	0	554,047		
高校卒 中学卒	18 —	52.9 —	511,419 —	12,737 —	498,682 —		
事務部次長	52	50.0	493,755	17,584	476,171	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	
大学卒	39	50.2	490,127	20,401	469,726		
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒 中学卒	12 —	49.6 —	503,526 —	9,893 —	493,633 —		
技術部次長	23	49.6	500,397	30,273	470,124	中間職（部長－課長間）	
大学卒	8	48.9	530,693	66,410	464,283		
短大卒	4	50.8	484,852	0	484,852		
高校卒 中学卒	11 —	49.7 —	484,017 —	15,000 —	469,017 —		
事務課長	222	49.1	436,002	9,910	426,092	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 5級、6級
大学卒	130	49.6	445,841	5,063	440,778		
短大卒	18	49.1	419,839	6,086	413,753		
高校卒 中学卒	73 *	48.2 *	423,830 *	19,620 *	404,210 *		
技術課長	130	49.3	470,710	22,358	448,352	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	57	48.4	476,935	18,696	458,239		
短大卒	20	48.1	440,383	10,447	429,936		
高校卒 中学卒	52 *	50.5 *	475,565 *	28,152 *	447,413 *		

関	事務課長代理	90 人	48.5 歳	430,610 円	3,796 円	426,814 円	上記課長に事故等のあるときの職務代行者	行政職 4級
	大学卒	48	47.6	442,808	2,327	440,481		
係	短大卒	8	45.8	463,402	6,879	456,523	課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者	行政職 4級
	高校卒	34	50.4	405,672	5,143	400,529		
職	中学卒	—	—	—	—	—	課長に直属し部下4人以上を有する者	行政職 4級
	技術課長代理	22	45.8	429,760	15,835	413,925		
種	大学卒	15	46.1	441,589	16,129	425,460	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	行政職 3級
	短大卒	4	46.3	410,432	26,608	383,824		
種	高校卒	3	44.0	396,383	0	396,383	中間職(課長—係長間)	行政職 3級
	中学卒	—	—	—	—	—		
種	事務係長	438	44.1	355,410	26,461	328,949	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	大学卒	215	41.7	357,677	27,409	330,268		
種	短大卒	60	44.2	345,824	26,057	319,767	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	高校卒	161	47.1	355,356	24,643	330,713		
種	中学卒	2	45.0	403,690	83,030	320,660	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	技術係長	161	44.7	414,694	66,617	348,077		
種	大学卒	56	41.0	413,827	70,408	343,419	係長等のいる事業所における主任	行政職 2級 (一部は3級)
	短大卒	21	44.0	406,991	66,753	340,238		
種	高校卒	84	47.3	417,198	64,056	353,142	係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者	行政職 2級 (一部は3級)
	中学卒	—	—	—	—	—		
種	事務主任	294	40.0	310,031	30,429	279,602	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任	行政職 2級 (一部は3級)
	大学卒	129	37.5	319,899	25,481	294,418		
種	短大卒	43	39.3	296,966	31,650	265,316	中間職(係長—係員間)	行政職 2級 (一部は3級)
	高校卒	116	43.0	303,249	33,978	269,271		
種	中学卒	6	38.7	322,634	59,454	263,180	中間職(係長—係員間)	行政職 2級 (一部は3級)
	技術主任	170	39.7	353,433	56,099	297,334		
種	大学卒	54	35.0	327,278	38,207	289,071	中間職(係長—係員間)	行政職 2級 (一部は3級)
	短大卒	14	41.3	358,054	51,451	306,603		
種	高校卒	101	42.0	367,374	66,367	301,007	中間職(係長—係員間)	行政職 2級 (一部は3級)
	中学卒	*	*	*	*	*		
種	事務係員	1,745	36.2	276,149	26,955	249,194	行政職 1級	行政職 1級
	大学卒	813	33.9	296,019	30,407	265,612		
種	短大卒	321	38.1	267,269	20,290	246,979	行政職 1級	行政職 1級
	高校卒	601	38.2	254,156	25,660	228,496		
種	中学卒	10	41.0	267,440	37,879	229,561	行政職 1級	行政職 1級
	技術係員	898	35.3	326,245	55,600	270,645		
種	大学卒	479	33.3	329,193	54,913	274,280	行政職 1級	行政職 1級
	短大卒	156	37.3	323,233	52,649	270,584		
種	高校卒	259	37.6	323,513	59,213	264,300	行政職 1級	行政職 1級
	中学卒	4	51.3	267,633	19,055	248,578		

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成27年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給する 給 与 (A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
支店長	— 人	— 歳	— 円	— 円	— 円	構成員50人以上の支店（社） の長 （取締役兼任者を除く。）  構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）  2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同 等と認められる部の長及び部 長級専門職 （取締役兼任者を除く。）  上記部長に事故等のあるとき の職務代行者 職能資格等が上記部の次長と 同等と認められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）  2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同 等と認められる課の長及び課 長級専門職	行政職 6級、7級
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	—	—	—	—	—		
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	20	52.3	481,928	3,220	478,708		
大学卒	10	51.4	501,451	0	501,451		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	9	54.2	456,840	7,155	449,685		
中学卒	*	*	*	*	*		
技術部長	31	51.2	500,408	0	500,408		
大学卒	17	50.0	479,986	0	479,986		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	14	52.6	525,207	0	525,207		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	4	48.0	392,635	0	392,635		
大学卒	2	47.5	372,050	0	372,050		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	2	48.5	413,220	0	413,220		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	3	55.3	386,220	0	386,220		
大学卒	2	56.0	353,500	0	353,500		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	*	*	*	*	*		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	28	49.4	382,196	559	381,637		
大学卒	12	48.8	375,561	0	375,561		
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	15	49.8	378,185	1,042	377,143		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	53	47.4	398,835	1,427	397,408		
大学卒	27	48.3	423,547	1,482	422,065		
短大卒	5	46.4	347,078	6,752	340,326		
高校卒	20	46.9	380,861	94	380,767		
中学卒	*	*	*	*	*		

		* 人	* 歳	* 円	* 円	* 円		
関	事務課長代理	*	*	*	*	*	上記課長に事故等のあるときの職務代行者	行政職 4級
	大学卒	*	*	*	*	*		
係	短大卒	—	—	—	—	—	課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者	行政職 4級
	高校卒	—	—	—	—	—		
職	中学卒	—	—	—	—	—	課長に直属し部下4人以上を有する者	行政職 4級
	技術課長代理	9人	45.6	438,392	31,928	406,464		
種	大学卒	5	46.6	442,761	8,561	434,200	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	行政職 3級
	短大卒	*	*	*	*	*		
種	高校卒	3	48.0	441,141	33,316	407,825	中間職(課長—係長間)	行政職 3級
	中学卒	—	—	—	—	—		
種	事務係長	64	45.3	347,078	28,332	318,746	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	大学卒	26	43.9	351,655	21,508	330,147		
種	短大卒	10	43.0	309,003	24,331	284,672	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	高校卒	27	47.6	353,115	32,762	320,353		
種	中学卒	*	*	*	*	*	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	技術係長	88	42.5	356,740	43,422	313,318		
種	大学卒	41	40.9	371,573	56,534	315,039	係長等のいる事業所における主任	行政職 2級 (一部は3級)
	短大卒	9	42.2	304,964	23,028	281,936		
種	高校卒	37	44.0	351,738	33,591	318,147	係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者	行政職 2級 (一部は3級)
	中学卒	*	*	*	*	*		
種	事務主任	68	41.4	293,719	24,797	268,922	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任	行政職 2級 (一部は3級)
	大学卒	23	40.4	298,210	20,885	277,325		
種	短大卒	10	41.5	278,990	17,204	261,786	中間職(係長—係員間)	行政職 2級 (一部は3級)
	高校卒	35	42.1	294,976	29,537	265,439		
種	中学卒	—	—	—	—	—	中間職(係長—係員間)	行政職 2級 (一部は3級)
	技術主任	48	38.2	343,856	53,284	290,572		
種	大学卒	32	37.1	357,201	62,158	295,043	中間職(係長—係員間)	行政職 2級 (一部は3級)
	短大卒	3	47.0	280,242	20,125	260,117		
種	高校卒	13	38.8	325,686	39,092	286,594	中間職(係長—係員間)	行政職 2級 (一部は3級)
	中学卒	—	—	—	—	—		
種	事務係員	313	37.6	233,959	18,303	215,656		行政職 1級
	大学卒	97	34.7	258,502	21,224	237,278		
種	短大卒	61	36.8	222,185	24,346	197,839		行政職 1級
	高校卒	153	39.8	222,651	13,555	209,096		
種	中学卒	2	32.0	267,850	55,650	212,200		行政職 1級
	技術係員	177	35.4	284,654	33,627	251,027		
種	大学卒	117	33.1	288,995	38,991	250,004		行政職 1級
	短大卒	21	37.6	285,683	42,293	243,390		
種	高校卒	39	41.1	271,077	12,870	258,207		行政職 1級
	中学卒	—	—	—	—	—		

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成27年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する 給 与 (A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
研究 関係 職種	研究所長	* 人	* 歳	* 円	* 円	* 円	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部 (課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研究部(課)長	8	49.4	641,370	0	641,370	
	研究室(係)長	*	*	*	*	*	
	主任研究員	51	40.7	439,993	16,619	423,374	
	研究員	24	27.0	262,486	15,559	246,927	
	研究補助員	—	—	—	—	—	
医 療 関 係 職 種	病院長	2	64.5	1,093,723	0	1,093,723	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副院長	8	58.8	1,250,560	128,293	1,122,267	
	医科長	30	51.8	1,024,864	154,179	870,685	
	医師	71	40.2	712,092	112,661	599,431	
	歯科医師	5	42.0	715,515	34,872	680,643	
薬 局 関 係 職 種	薬局長	10	46.8	470,758	18,196	452,562	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	89	35.9	368,631	32,615	336,016	
	診療放射線技師	96	38.3	394,524	36,345	358,179	
	臨床検査技師	92	39.8	370,685	42,900	327,785	
	栄養士	67	34.1	264,818	13,316	251,502	
	理学療法士	168	32.2	305,260	16,091	289,169	
	作業療法士	150	32.5	277,428	9,026	268,402	
	総看護師長	9	55.6	491,718	15,389	476,329	
看護師長	169	46.4	415,133	27,939	387,194	部下に看護師又は准看護師5人以上	
	看護師	472	38.1	332,046	43,032	289,014	
	准看護師	181	43.1	254,250	29,136	225,114	
教 育 関 係 職 種	大学学長・ 副学長・学部長	6	58.0	715,910	4,000	711,910	
	大学教授	83	56.7	692,232	2,313	689,919	
	大学准教授	62	48.1	552,309	2,710	549,599	
	大学講師	49	43.1	490,297	0	490,297	
	大学助教	40	35.0	398,686	1,200	397,486	
	高等学校校長	5	60.2	659,944	0	659,944	
	高等学校教頭	16	52.9	625,917	1,444	624,473	
高等学校教諭	199	44.8	495,691	4,135	491,556		



その3 再雇用者

企業規模計

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成27年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給する 給 与 (A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
支店長・工場長	2	61.0	756,578	0	756,578	その1の1企業規模計の備考欄参照
60歳男性	*	*	*	*	*	
事務・技術部長	49	62.4	467,989	1,338	466,651	
60歳男性	10	—	490,308	0	490,308	
事務・技術部次長	17	61.9	451,434	185	451,249	
60歳男性	5	—	456,840	630	456,210	
事務・技術課長	39	62.0	436,712	354	436,358	
60歳男性	14	—	435,188	306	434,882	
事務・技術課長代理	5	63.4	351,139	0	351,139	
60歳男性	*	*	*	*	*	
事務・技術係長	19	62.6	313,458	4,451	309,007	
60歳男性	2	—	363,113	7,037	356,076	
事務・技術主任	58	62.4	300,648	30,492	270,156	
60歳男性	7	—	320,953	54,038	266,915	
事務・技術係員	613	62.1	273,704	11,499	262,205	
60歳男性	121	—	292,387	13,533	278,854	

## 第18表 民間における家族手当の支給状況

### その1 家族手当の支給状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する			配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
	配偶者の収入による制限がある	配偶者の収入による制限がない			
81.2%	(91.2%)	[81.3%]	[18.7%]	(8.8%)	18.8%

(注) 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 [ ]内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

### その2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,479円
配偶者と子1人	19,322円
配偶者と子2人	24,817円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,200円が加算される。

## 第19表 民間における住居手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	59.0%
非支給	41.0%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	28,000円以上29,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第20表 民間における冬季賞与の配分状況

企業規模 \ 項目	係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	60.4 %	39.6 %	54.2 %	45.8 %	53.1 %	46.9 %
500人以上	58.1	41.9	47.8	52.2	47.7	52.3
100人以上500人未満	64.6	35.4	59.9	40.1	57.1	42.9
50人以上100人未満	55.5	44.5	59.1	40.9	61.5	38.5

第21表 民間における公的年金が支給されない再雇用者(フルタイム勤務)の給与水準の状況

	公的年金が支給される同じ職種・職位のフルタイムの再雇用者と比べて			再雇用者に賞与を支給していない
	同じ	高い	低い	
月例給与	85.2%	10.3%	4.5%	—
年間賞与	73.7%	6.7%	5.1%	14.5%
年間給与	84.2%	10.3%	5.5%	—

(注) 定年年齢が60歳であり、かつ、フルタイムの再雇用制度を有する事業所を100とした割合である。

### 3 生計費関係資料

#### 平成27年4月の標準生計費算定方法

標準生計費は、「家計調査」(総務省)等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

##### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ …… その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

##### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査(福岡市・勤労者世帯)における平成27年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成21年の「全国消費実態調査」(総務省)の18歳～24歳の単身勤労者世帯の費目別支出金額に消費者物価、消費水準の変動分を加味したものに、全国の費目別平均支出金額に対する本県の費目別平均支出金額の割合を乗じて求めた。

第22表 福岡市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成27年4月)

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	24,780 円	30,350 円	40,830 円	51,300 円	61,780 円
住居関係費	48,330	65,190	56,350	47,510	38,670
被服・履物費	5,020	6,300	8,280	10,270	12,260
雑費Ⅰ	32,600	43,930	66,740	89,560	112,360
雑費Ⅱ	7,790	15,910	18,160	20,400	22,650
計	118,520	161,680	190,360	219,040	247,720

## 4 労働経済関係資料

### 第23表 労働経済指標

項目 年度 年月	① 実質国内総生産 (GDP)	② 常用雇用指数 (調査産業計)		③ 有効求人倍率 (季節調整値)		④ 完全失業率 (季節調整値)		⑤ きまってる支給与 (調査産業計)				⑥ 所定内給与 (調査産業計)			
		全国	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡県		
	前年度比・前期比 (%)	前年度比・前年同月比 (%)	前年度比・前年同月比 (%)	(倍)	(倍)	(%)	(%) (推定)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)		
平成25年度	2.1	0.0	△ 1.3	0.97	0.83	4.0	5.0	289.5	△ 0.5	272.3	△ 1.0	264.6	△ 0.9	248.4	△ 1.4
26年度	△ 0.9	0.5	△ 0.9	1.11	1.00	3.6	4.6	290.8	0.3	278.8	1.9	265.4	0.2	253.7	1.3
平成26年4月		0.4	△ 0.7	1.08	0.92	3.6		294.9	0.1	280.6	△ 1.8	268.3	△ 0.4	254.2	△ 3.0
5月	△ 1.9	0.3	△ 0.7	1.09	0.93	3.6	4.6	290.8	0.2	279.9	△ 2.4	265.7	△ 0.1	255.0	△ 3.7
6月		0.4	△ 1.4	1.10	0.94	3.7		291.9	0.3	279.7	1.9	266.9	0.1	255.4	1.6
7月		0.5	△ 1.4	1.10	0.97	3.7		291.9	0.6	280.2	2.4	266.6	0.3	255.5	2.2
8月	△ 0.3	0.5	△ 1.3	1.10	0.98	3.5	4.6	290.7	0.2	278.7	1.6	266.2	0.1	254.8	1.1
9月		0.4	△ 1.1	1.10	1.00	3.6		291.7	0.5	279.9	2.1	267.3	0.4	255.8	2.1
10月		0.3	△ 0.9	1.10	1.01	3.5		292.9	0.2	282.2	2.2	267.2	0.1	257.1	2.2
11月	0.3	0.3	△ 1.1	1.12	1.03	3.5	4.2	292.4	0.1	281.7	1.8	266.2	△ 0.1	256.3	1.6
12月		0.4	△ 0.7	1.14	1.06	3.4		292.9	0.4	282.0	2.8	266.5	0.4	255.7	2.8
平成27年1月		0.7	△ 0.8	1.14	1.05	3.6		286.0	0.6	271.3	2.9	260.8	0.5	246.2	2.7
2月	1.1	0.9	△ 0.1	1.15	1.05	3.5	4.3	285.6	0.2	271.3	3.0	260.5	0.2	246.5	3.5
3月		0.6	△ 0.4	1.15	1.04	3.4		288.2	0.2	277.6	5.1	262.9	0.4	252.2	5.8
4月		1.0	0.4	1.17	1.06	3.3		292.5	0.5	279.3	5.4	266.5	0.6	253.3	5.7
5月	(P)△0.4	0.9	△ 0.5	1.19	1.08	3.3	4.3	286.8	0.0	275.2	5.3	262.6	0.3	250.3	5.5
6月		0.9	0.3	1.19	1.09	3.4		290.1	0.8	276.5	1.0	265.5	0.8	251.8	0.6
資料出所	内閣府	厚生労働省				総務省		厚生労働省							

- (注) 1 (P)の付されている数値は速報値である。  
 2 ①については平成17暦年連鎖価格、②、⑤、⑥、⑩、⑪については平成22年基準である。  
 3 ②、⑤、⑥、⑦、⑧は事業所規模30人以上の数値である。  
 4 ④福岡県の数値は、総務省の労働力調査都道府県別結果(モデル推計による都道府県別結果)である。総務省、標本規模も小さいことなどにより、全国結果に比べ結果精度が十分に確保できないとみられることから、  
 5 ④福岡県及び⑨の平成25年度、26年度の欄は、それぞれ平成25暦年、26暦年の数値である。

⑦ 総実労働 時間数 (調査産業計)		⑧ 所定外労働 時間数 (調査産業計)		⑨ 消費支出 (名目) (二人以上の世帯)						⑩ 消費者 物価指数 (総合)		⑪ 国内 企業 物価 指数	
全国	福岡県	全国	福岡県	全国		人口5万人以上の都市		福岡市		全国	福岡市		
(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	
149.5	153.1	12.6	12.6	290.5	1.5	293.2	1.8	287.9	△ 2.5	0.9	0.4	1.9	
149.3	153.9	12.8	13.2	291.2	0.3	294.3	0.4	300.4	4.3	2.9	2.9	2.8	
153.5	158.0	13.4	13.9	302.1	△ 0.7	304.0	△ 1.6	279.4	△ 0.8	3.4	2.6	4.2	
147.5	153.2	12.5	13.0	271.4	△ 3.9	273.8	△ 4.0	270.1	△ 4.3	3.7	2.9	4.4	
152.9	157.1	12.4	12.6	272.8	1.3	277.1	1.0	265.2	2.7	3.6	3.1	4.5	
155.6	159.1	12.6	12.7	280.3	△ 2.0	283.2	△ 2.8	276.8	△ 13.0	3.4	3.1	4.4	
145.2	149.5	12.0	12.0	282.1	△ 0.9	285.4	0.8	276.5	△ 2.8	3.3	3.2	4.0	
148.2	153.4	12.4	13.2	275.2	△ 1.9	275.8	△ 2.7	282.1	△ 4.1	3.2	2.8	3.6	
153.7	158.1	12.8	12.9	288.6	△ 0.7	292.3	△ 0.6	330.3	17.4	2.9	2.5	2.9	
149.1	153.0	13.0	13.3	280.3	0.3	282.4	0.4	324.1	16.2	2.4	2.7	2.6	
147.9	152.6	13.4	14.0	332.4	△ 0.6	340.1	2.0	321.3	△ 5.7	2.4	2.9	1.8	
141.4	147.0	12.7	13.4	289.8	△ 2.4	295.0	△ 1.0	301.7	△ 0.8	2.4	3.0	0.3	
145.4	148.2	12.8	13.2	265.6	△ 0.4	270.1	△ 0.6	254.0	△ 14.8	2.2	3.0	0.4	
150.4	157.9	13.3	14.5	317.6	△ 8.1	317.9	△ 8.7	302.6	△ 19.7	2.3	3.4	0.7	
155.8	159.6	13.4	13.8	300.5	△ 0.5	303.3	△ 0.2	317.9	13.8	0.6	1.8	△ 2.1	
143.0	149.5	12.5	13.2	286.4	5.5	289.8	5.8	275.1	1.9	0.5	1.8	△ 2.2	
153.4	157.4	12.6	12.9	268.7	△ 1.5	271.3	△ 2.1	267.6	0.9	0.4	1.6	△ 2.4	
省				総務省									日本銀行

省は当該モデル推計について、「労働力調査は都道府県別に表章するように標本設計を行っており、結果の利用に当たっては留意すること。」としている。